



一般告知 2024年8月7日

オリジナル英語

**犯罪目的の情報通信テクノロジーの使用  
に対抗するための包括的な国際条約を  
作成するための特別委員会**

閉会セッション再開

ニューヨーク、2024年7月29日～8月9日

**サイバー犯罪に対抗する国連条約草案**

**情報通信テクノロジー・システムを利用して行われる特定の  
犯罪に対抗し、重大犯罪の電子的証拠を共有するための  
国際協力の強化**



## 前文

### この条約の締約国

国際連合憲章の目的および原則に留意し、【暫定的合意 *agreed ad referendum*】

情報通信テクノロジーは、社会の発展にとって莫大な可能性を持つ一方で、加害者にとっては新たな機会を生み出し、犯罪行為の割合と多様性の増加に寄与する可能性があり、国家、企業、個人および社会全体の幸福に悪影響を及ぼす可能性があることに留意し、【暫定的合意】。

私たちは、情報通信テクノロジー・システムを使用することで、人身売買、移民の密入国、銃器・その部品・弾薬の不正製造・売買、麻薬取引、文化財の売買など、テロリズムや国際組織犯罪に関連する犯罪を含む刑法犯罪の規模、速度、範囲に多大な影響を与えることを懸念する、

とりわけ、適切な法律を採択し、共通の刑法犯罪と手続き権限を確立し、国内、地域、国際レベルでより効果的にサイバー犯罪を防止し、撲滅するための国際協力を促進することにより、サイバー犯罪から社会を守ることを目的としたグローバルな刑事司法政策を優先的に追求する必要性を確信する、

これらの犯罪がどこで発生しても訴追することにより、サイバー犯罪に従事する者たちの安全な隠れ家を拒否することを決意し、【暫定的合意】を行った。

とりわけ、各国、とりわけ開発途上国の要請に応じて、相互に合意した条件でのテクノロジー移転を含む技術支援と能力構築を提供することにより、国家間の協調と協力を強化し、国内法制と枠組みを改善し、予防、検知、捜査、訴追を含むあらゆる形態のサイバー犯罪に対処する国家当局の能力を高める必要性を強調するとともに、この文脈において国際連合が果たす役割を強調する、

サイバー犯罪の被害者の数が増加していること、それらの被害者のために正義を得ることの重要性及びこの条約の対象となる犯罪を防止し及びこれと闘うためにとられる措置において脆弱な状況にある者のニーズに対処する必要性を認識し、【暫定的合意】。

サイバー犯罪の結果として得られた財産の国際移転をより効果的に防止、探知、隠匿し、この条約に従って設立された犯罪収益の回収と返還における国際協力を強化することを決意し、

サイバー犯罪の防止と対策はすべての国の責任であり、この分野での取り組みを効果的なものにするためには、関係する国際機関や地域機関、非政府組織、市民社会組織、学術機関、民間団体の支援と関与を得ながら、互いに協力しなければならないことを念頭に置き、

国内法に従い、この条約の対象となる犯罪を防止し闘うためのあらゆる関連する努力において、ジェンダーの視点を中心に据えることの重要性を認識し、

法執行の目的を達成し、適用可能な国際文書および地域文書に謳われている人権と基本的自由の尊重を確保する必要性に留意し、

プライバシーに対する恣意的または違法な干渉から保護される権利と、個人データの保護の重要性を確認し、

サイバー犯罪の防止と対策における国連薬物犯罪事務所およびその他の国際・地域機関の活動を称賛し、【暫定的合意】

2019年12月27日の総会決議74/247および2021年5月26日の総会決議75/282を想起し、

刑事問題における協力に関する既存の国際条約および地域条約、ならびに国際連合加盟国間に存在する類似の条約を考慮し、[暫定的合意]

以下のように合意した。

## 第一章 総則

### 第1条.目的

この条約の目的は以下の通りである：

- (a) サイバー犯罪をより効率的かつ効果的に防止・撲滅するための対策を推進・強化する。
- (b) サイバー犯罪の防止と対策における国際協力を推進、促進、強化する。
- (c) 特に途上国のために、サイバー犯罪の防止と撲滅のための技術支援と能力構築を推進、促進、支援する。

### 第2条.用語の使用

この条約の目的のためである：

(a) 「情報通信テクノロジー・システム」とは、相互に接続された、または関連するデバイスまたはデバイスのグループであって、そのうちの1つまたは複数、プログラムに従って、電子データを収集し、保存し、自動処理を実行するものをいう[暫定的合意]。

(b) 「電子データ」とは、情報通信テクノロジー・システムに機能を実行させるのに適したプログラムを含む、情報通信テクノロジー・システムでの処理に適した形式による事実、情報、またはコンセプトのあらゆる表現を意味するものとする[暫定的合意]。

(c) 「トラフィックデータ」とは、情報通信テクノロジー・システムによる通信に関連する電子データであって、通信の連鎖の一部を形成する情報通信テクノロジー・システムによって生成されたもので、通信の発信地、宛先、経路、時刻、日付、サイズ、継続時間、または基礎となるサービスの種類を示すものをいう[暫定的合意]。

(d) 「コンテンツデータ」とは、情報通信テクノロジー・システムによって転送されるデータの実体に関する、加入者情報またはトラフィックデータ以外の電子データを意味するものとし、画像、テキストメッセージ、ボイスメッセージ、録音、録画が含まれるが、これらに限定されない[*agreed ad referendum*]。

(e) 「サービスプロバイダー」とは、以下を行う公共または民間の事業体を意味する：

- (i) サービス・プロバイダーのユーザーに対し、情報通信テクノロジー・システムによる通信能力を提供する。
- (ii) このような通信サービスまたはこのようなサービスのユーザーに代わって電子データを処理または保存する；

(f) 「加入者情報」とは、サービスプロバイダが保有する、トラフィックデータまたはコンテンツデータ以外の、サービス加入者に関する情報であって、これを定めることのできるものをいう；

(i) 私たちは使用する通信サービスの種類、それに関連する技術的規定、およびサービス期間；

(ii) サービス契約または取り決めに基づいて利用可能な、加入者の身元、郵便または地理的住所、電話番号またはその他のアクセス番号、請求または支払い情報；

(iii) サービス契約または取り決めに基づいて入手できる、通信機器の設置場所に関するその他の情報；

[暫定的合意]

(g) 「個人データ」とは、識別された、または識別可能な自然人に関する情報を意味するものとする [暫定的合意]。

(h) 「重大な犯罪」とは、最高4年の自由剥奪またはそれ以上の刑罰で処罰される犯罪を構成する行為を意味する；

(i) 「財産」とは、有形・無形、動産・不動産、有形・無形を問わず、あらゆる種類の資産（仮想資産も含む）、および当該資産の所有権や持分を証する法的文書や証書などを意味するものとする [暫定的合意]。

(j) 「犯罪収益」とは、犯罪の実行によって直接的または間接的に得られた財産を意味する。

(k) "凍結"または"差し押さえ"とは、裁判所またはその他の権限ある当局が発した命令に基づいて、財産の移転、転換、処分または移動を一時的に禁止すること、または財産の保管もしくは管理を一時的に引き受けることを意味するものとする [暫定的合意]。

(l) 「没収」とは、申立書がある場合には没収を含み、裁判所その他の権限ある当局の命令による財産の永久的な剥奪を意味するものとする。

(m) 「前提犯罪」とは、この条約の第17条に定義される犯罪の対象となり得る収益が発生した結果としての犯罪を意味するものとする [暫定的合意]。

(n) 「地域経済統合機関」とは、ある地域の主権国により構成され、その加盟国がこの条約が適用される事項に関する権限を移譲され、かつ、その内部手続に従い、この条約に署名し、批准し、受諾し、承認し又は加入する正当な権限を与えられた機関をいう；

(o) 「緊急事態」とは、自然人の生命または安全に対する重大かつ差し迫ったリスクが存在する状況を意味するものとする。

### 第3条（適用範囲適用の範囲）

この条約は、別段の定めがある場合を除き、以下に適用されるものとする：

(a) この条約に従って成立した刑法犯罪の予防、捜査及び訴追（かかる犯罪による収益の凍結、押収、没収及び返還を含む）；

(b) この条約の第23条および第35条に規定されるとおり、犯罪捜査または訴訟手続の目的で、電子的形式による証拠を収集し、入手し、保存し、共有すること。

#### 第4条 他の国際連合条約及び議定書に従って定められた犯罪

1. 締約国は、自国が締約国である他の適用可能な国際連合条約及び議定書に効力を及ぼすに当たり、締約国は、かかる条約及び議定書に従って定められる犯罪が、情報通信テクノロジー・システムの使用を通じて行われる場合には、国内法上も犯罪とみなされることを確保する。
2. この条のいかなる規定も、この条約に従って刑法犯罪を定めるものと解釈してはならない。

#### 第5条 主権の保護

[暫定的合意]

1. 締約国は、国家の主権平等及び領土保全の原則並びに他国の内政不干渉の原則に合致する方法で、この条約に基づく義務を遂行するものとする。
2. この条約のいかなる規定も、締約国に対し、他の国の領域内において、当該他の国の国内法によって当該他の国の当局にのみ留保されている司法権の行使及び職務の遂行を行う権利を与えるものではない。

#### 第6条 人権の尊重

1. 締約国は、この条約に基づく自国の義務の履行が国際人権法に基づく自国の義務と合致することを確保するものとする。
2. この条約のいかなる規定も、適用可能な国際人権法に従い、かつ、これに合致する方法で、表現の自由、良心、意見、宗教又は信念、平和的集会及び結社の自由に関する権利を含む人権又は基本的自由を隠匿することを認めるものと解釈してはならない。

## 第二章 犯罪化

#### 第7条 違法アクセス不正アクセス

1. 各締約国は、故意に行われる場合には、情報通信・テクノロジーシステムの全部又は一部への権利のないアクセスを国内法上の犯罪として定めるために必要とされる立法その他の措置を採用するものとする。[暫定的合意]。
2. 締約国は、セキュリティ措置を侵害すること、電子データを入手することを故意にすること、その他の不正もしくは刑法犯罪を犯すことを故意にすること、または他の情報通信テクノロジー・システムに接続されている情報通信テクノロジー・システムに関連して犯罪を犯すことを要求することができる。

#### 第8条 違法な傍受

[暫定的合意]

1. 各締約国は、故意に、かつ、権利なしに、情報通信・テクノロジー・システムへの、情報通信・テクノロジー・システムからの又は情報通信・テクノロジー・システム内の電子データの非公開の伝送の技術的手段による傍受（このような電子データを伝送する情報通信・テクノロジー・システムからの電磁的放出を含む）を自国の国内法に関する刑法犯罪として定めるために必要とされる立法その他の措置を採用するものとする。
2. 締約国は、不正の意図若しくは刑法犯罪の意図をもって、又は他の情報通信テクノロジー・システムに接続されている情報通信テクノロジー・システムに関連して犯罪が行われることを要件とすることができる。

### 第9条. 電子データへの干渉

1. 各締約国は、故意に、かつ、権利なく、電子データの毀損、削除、改ざん又は隠匿を行った場合には、これを国内法上の刑法犯罪として定めるために必要な立法その他の措置を採用するものとする。[インフォーマルで合意した]
2. 締約国は、本条第1項に掲げる行為が重大な危害をもたらすことを要件とすることができる。[暫定的合意]。

### 第10条 (妨害行為情報通信テクノロジー・システムへの干渉) [暫定的合意]

各締約国は、故意に、かつ、権利なしに、電子データの入力、送信、損傷、削除、劣化、変更又は隠匿により情報通信テクノロジー・システムの機能を著しく阻害する行為を行った場合には、これを国内法に関する刑法犯罪として定めるために必要とされる立法その他の措置を採用するものとする。

### 第11条. デバイスの悪用 [暫定的合意]

1. 各締約国は、故意に、かつ、権利なしに行われた場合には、国内法上の刑法犯罪として定めるために必要な立法その他の措置を採用するものとする：

(a) 入手、生産、販売、使用のための調達、輸入、頒布、またはその他の方法で入手可能にすること：

- (i) この条約の第七条から第十条までに定める犯罪を犯すことを主たる目的として設計され、又は適合されたプログラムを含むデバイス。
- (ii) 情報通信テクノロジー・システムの全部または一部にアクセスできるパスワード、アクセス認証情報、電子署名または類似のデータ；

プログラムを含むデバイス、またはパスワード、アクセス資格情報、電子署名もしくは類似のデータが、この条約の第7条から第10条に従って定められた犯罪のいずれかを犯す目的で使用されることを故意に意図した場合。

(b) この条約の第七条から第十条までに定める罪を犯す目的で使用する故意に、本条第1項(a)(i)又は(ii)に掲げる物品を所持すること。

2. この条は、入手、製造、販売、使用のための調達、輸入、頒布その他の方法で入手可能とすること又はこの条第1項にいう所持が、情報通信テクノロジー・システムの許可された試験又は保護のためなど、この条約第7条から第10条までに定める犯罪を犯すことを目的とするものでない場合には、法的責任を課すものと解釈してはならない。

3. 各締約国は、本条第1項を適用しない権利を留保することができるが、その留保は、本条第1項(a)(ii)に掲げる物品の販売、頒布その他の利用可能化に係るものでないことを条件とする。

### 第12条 (偽計業務妨害罪情報通信テクノロジー・システム関連偽造罪)

1. 各締約国は、故意に、かつ、権利なしに、真正でないデータの結果として生じる電子データの入力、変更、削除又は隠匿を、そのデータが直接読み取り可能であり、かつ、理解可能であるか否かにかかわらず、あたかも真正であるかのように法的目的のために考慮され、又は行動されることを意図して行う場合には、その国内法上の刑法犯罪として定めるために必要とされる立法その他の措置を採用するものとする。[暫定的合意]。

2. 締約国は、刑事責任を負う前に、詐欺の要件、あるいは同様の不正の要件、犯罪の要件を満たすことができる。

**第13条 情報通信技術システムに関連する窃盗または詐欺情報通信テクノロジー・システム関連の窃盗または詐欺行為**

各締約国は、故意にかつ権利なしに行われる場合において、財産を喪失させることを手段により他人に行わせることを国内法上の犯罪として定めるために必要とされる立法その他の措置を採用するものとする；【暫定的合意】。

(a) 電子データの入力、変更、削除、または隠匿。

(b) 情報通信テクノロジー・システムの機能を妨害するもの、【暫定的合意】。

(c) 情報通信テクノロジー・システムを通じて行われる、事実状況に関する欺瞞であって、そうでなければ人が行わない、または行わないであろうことを人に行わせる、または行わせないようにするもの。

不正または不誠実な故意に、金銭その他の財産上の利益を、権利なくして、自己または他人のために得ること。

**第14条 オンラインにおける子どもの性的虐待または子どもの性的搾取に関する犯罪**

1. 各締約国は、故意にかつ無権限で行われる次の行為を国内法上の刑法犯罪として定めるために必要とされる立法その他の措置を採用するものとする：

(a) 情報通信テクノロジー・システムを通じて、子どもの性的虐待または子どもの性的搾取に関する資料を制作、提供、販売、頒布、送信、放送、展示、出版、またはその他の方法で利用可能にすること；

(b) 情報通信テクノロジー・システムを通じて、子どもの性的虐待または子どもの性的搾取に関する資料を勧誘、調達、またはアクセスすること；

(c) 情報通信テクノロジー・システムまたはその他の記憶媒体に保存された子どもの性的虐待または子どもの性的搾取に関する資料を所持または管理すること；

(d) 本項第(a)号から第(c)号に従って設定された犯罪に資金を提供することであって、締約国は、別個の犯罪として設定することができる。

2. 本条において、「子どもの性的虐待または子どもの性的搾取のための素材」とは、18歳未満の人間を描写、記述または表現した映像素材を含むものとし、文書または音声コンテンツを含む場合もある；

(a) リアルまたはシミュレートされた性行為を行うこと；

(b) 性行為に従事している人の目の前で；

(c) 主に性的な目的で性的な部位を見せる者。

(d) 拷問または残虐な、非人道的な、もしくは品位を傷つけるような扱いや処罰を受け、そのような内容が性的なものである。

3. 締約国は、本条第2項において特定される資料を、以下の資料に限定することを要件とすることができる：

(a) 実在の人物を描いたり、描写したり、表現したりする。

(b) 子どもの性的虐待や性的搾取を視覚的に描写する。

4. 締約国は、その国内法に従い、かつ、適用可能な国際的義務に合致して、以下の事項の犯罪化を排除するための措置をとることができる：

(a) 子どもたちが、自分たちを描いた自作素材に対して行う行為。

(b) 本条第2項(a)から(c)に記載された資料の同意に基づく制作、送信、または所持であって、描写された基礎となる行為が国内法によって決定される合法的なものであり、当該資料が関係者の私的かつ同意に基づく使用のみを目的として管理される場合。

5. この条約のいかなる規定も、子どもの権利の実現により資する国際的義務に影響を及ぼすものではない。

**第15条 子どもに対する性犯罪を目的とした勧誘またはグルーミング**  
[暫定的合意]

1. 各締約国は、この条約の第14条に従って定める犯罪の実行のためを含め、国内法において定義される児童に対する性犯罪を行う目的で、情報通信テクノロジー・システムを通じて故意に通信し、勧誘し、グルーミングし、又は何らかの取決めをする行為を国内法上の刑法犯罪として定めるために必要とされる立法その他の措置を採用するものとする。

2. 締約国は、本条第1項に掲げる行為を助長する行為を要件とすることができる。

3. 締約国は、子どもであると思われる者との関係において、本条第1項に従って犯罪化を拡大することを検討することができる。

4. 締約国は、子どもが行った本条第1項に規定する行為の犯罪化を排除するための措置をとることができる。

**第16条 親密な画像の非合意的拡散**

1. 各締約国は、故意に、かつ、権利なしに、情報通信テクノロジー・システムを用いて、画像に描かれた人の同意を得ないで、人の親密な画像を販売し、頒布し、送信し、公表し、又はその他の方法で利用可能にするを行った場合には、これを自国の国内法に関する刑法犯罪として定めるために必要とされる立法その他の措置を採用するものとする。

2. 本条第1項の目的上、「親密な画像」とは、写真またはビデオ撮影を含むあらゆる手段によって作成された、18歳以上の人の視覚的記録であって、その人の性的な部分が露出され、またはその人が性的な行為に従事している、性的な性質を有するものをいい、その記録の時点では私的なものであり、かつ、描写された人または人物が犯罪の時点においてプライバシーに対する合理的な期待を保持していたものをいう。

3. 締約国は、国内法の下で性行為を行うことができる法定年齢に達しており、かつ、その画像が子どもの虐待又は搾取を描いていない場合には、適宜、親密な画像の定義を18歳未満の者の描写に拡大することができる。

4. 本条において、親密な画像に描かれている18歳未満の者は、本条約第14条に基づく子どもの性的虐待または子どもの性的搾取の素材となる親密な画像の流布に同意することはできない。

5. 締約国は、刑事責任が生じる前に、危害をもたらす故意を要件とすることができる。

6. 締約国は、国内法に従い、かつ、適用可能な国際的義務に合致するように、この条に関連する事項に関するその他の措置をとることができる。

**第 17 条 犯罪収益の洗浄**  
[暫定的合意]

1. 各締約国は、国内法の基本原則に従って、故意に行われた場合には刑法犯罪として定めるために必要とされる立法その他の措置を採用するものとする：

(a) (i) 財産の不正な出所を隠したり偽装したりする目的で、または前提犯罪の実行に関与する者がその者の行為の法的結果を免れるのを助ける目的で、その財産が犯罪収益であることを知りながら、財産を転換または移転すること；

(ii) 犯罪収益であることを知りながら、財産の真の性質、出所、所在、処分、移動、所有権、または財産に関する権利を隠匿または偽装すること；

(b) この法制度の基本コンセプトに従う：

(i) 受領時に犯罪収益であることを知りながら、財産を取得、所持、使用すること；

(ii) 本条に基づき制定された犯罪への参加、関与、共謀、未遂、幫助、助長、助言。

2. 本条第 1 項の実施または適用を目的とする：

(a) 各締約国は、この条約の第 7 条から第 16 条までの規定に従って定める関連犯罪を前提犯罪として定めるものとする；

(b) 法律が特定の前提犯罪のリストを定めている締約国の場合には、その締約国は、少なくとも、この条約の第 7 条から第 16 条に従って定めるものの包括的な範囲をそのリストに含めるものとする；

(c) 本項(b)の目的上、前提犯罪には、この質問の締約国の管轄区域内及び管轄区域外の双方において行われた犯罪を含むものとする。ただし、締約国の管轄区域外で行われた犯罪は、関連する行為が、それが行われた国の国内法の下で刑法犯罪であり、かつ、この条を実施し又は適用する締約国の国内法の下でそれが行われたとしたならば刑法犯罪となる場合に限り、前提犯罪を構成する；

(d) 各締約国は、国際連合事務総長に対し、この条の効力を生ずる自国の法律の写し及びその後の当該法律の変更又はその説明を提出するものとする；

(e) 締約国の国内法の基本原則に要件がある場合には、本条第 1 項に定める犯罪は、前提犯罪を犯した者には適用されないと定めることができる；

(f) 本条第 1 項に定める犯罪の要件として要求される知識、故意または目的は、客観的な事実状況から推論することができる。

**第 18 条 (法人の責任法人の法的義務)**  
[暫定的合意]

1. 各締約国は、この条約に従って定める犯罪への参加に対する法人の法的責任を定めるために、自国の法原則に合致する必要な措置を採用するものとする。

2. 締約国の法原則に従い、法人の法的義務は、刑事、民事または行政のいずれであってもよい。

3. この法的責任は、刑法犯罪を犯した自然人の刑事責任を損なうものではない。
4. 各締約国は、特に、本条に従って責任を負う法人が、金銭的制裁を含む、効果的、比例的及び抑止的な刑事制裁又は非刑事制裁の対象となることを確保する。

#### 第19条.参加と試み

[暫定的合意]

1. 各締約国は、この条約に定めるところにより成立する犯罪に共犯者、補佐人又は教唆者等のいずれかの立場で加担することを、故意に行われた場合には、国内法に従い、刑法犯罪として定めるために必要とされる立法その他の措置を採用するものとする。
2. 各締約国は、この条約に基づき成立した犯罪を故意に犯した場合には、国内法に従い、その未遂を刑法犯罪として定めるために必要な立法その他の措置を採択することができる。
3. 各締約国は、故意に行われる場合において、この条約に従って成立する犯罪の準備を国内法に従って刑法犯罪として定めるために必要な立法その他の措置を採択することができる。

#### 第20条.時効

[暫定的合意]

各締約国は、犯罪の重大性を考慮して適当な場合には、この条約に従って定める犯罪について手続を開始するための長い時効期間を国内法に定めるものとし、かつ、被疑者が司法管理を忌避した場合には、より長い時効期間を定めるか又は時効の停止を定めるものとする。

#### 第21条.起訴、裁定、制裁

[暫定的合意]

1. 各締約国は、この条約に従って定めるものの犯罪の実行に対し、その犯罪の重大性を考慮した効果的、比例的かつ抑止的な制裁の責任を負わせる。
2. 各締約国は、その国内法に従い、この条約に従って定められた犯罪に関し、重要な情報インフラに影響を及ぼす状況を含む加重状況を定めるために必要とされる立法その他の措置を採択することができる。
3. 各締約国は、この条約に従って定めるものの犯罪に対する人の訴追に関する国内法上の裁量的な法的権限が、これらの犯罪に関する法執行措置の効果を最大化するために、かつ、当該犯罪の実行を抑止する必要性を十分に考慮して行使されることを確保するよう努めるものとする。
4. 各締約国は、この条約に従って定めるもののために訴追される者が、国内法に合致し、かつ、公正な裁判を受ける権利及び防御の権利を含む、その締約国の適用可能な国際的義務に合致するすべての権利及び保障を享有することを確保する。
5. この条約に従って定める犯罪の場合には、各締約国は、国内法に従い、かつ、防御の権利に十分配慮して、裁判又は上訴までの間の釈放の決定に関連して課される条件がその後の刑事手続における被告人の出席を確保する必要性を考慮することを確保するよう努めるための適当な措置をとる。

6. 各締約国は、有罪判決を受けた者の早期釈放又は仮釈放の可能性を検討する場合には、当該犯罪の重大性を考慮する。
7. 締約国は、児童の権利に関する条約及びその適用可能な議定書並びに他の適用可能な国際文書又は地域文書に基づく義務と整合的に、この条約に従って定めるものの罪に問われた子どもを保護するための適切な措置が国内法上整備されていることを確保する。
8. この条約に含まれるいかなる規定も、この条約に従って定めるものの罪並びに適用可能な抗弁若しくは行為の適法性を管理するその他の法理に関する記述は締約国の国内法に留保され、かつ、そのような罪はその法律に従って訴追され、及び処罰されるという原則に影響を及ぼすものではない。

### 第三章 管轄

#### 第 22 条. 管轄権

[暫定的合意]

1. 各締約国は、この条約に従って定める犯罪に対する管轄権を確立するために必要な措置を、次の場合に採用するものとする：
- (a) 犯罪が当該締約国の領域内で行われた場合。
- (b) 犯罪は、犯罪が行われた時点で、当該締約国の国旗を掲揚している船舶または当該締約国の法律の下で登録されている航空機の船上で行われる。
2. この条約の第五条に従うことを条件として、締約国は、次の場合には、当該犯罪に対する管轄権を確立することができる：
- (a) 犯罪が当該締約国の国民に対して行われた場合。
- (b) 犯罪が、当該締約国の国民または当該締約国の領域に常居所を有する無国籍者によって行われた場合。
- (c) その犯罪がこの条約第 17 条第 1 項(b)(ii)に従って成立する犯罪であって、その領域内においてこの条約第 17 条第 1 項(a)(i)若しくは(ii)又は(b)(i)に従って成立する犯罪の実行を目的としてその領域外で行われるものであるとき。
- (d) 犯罪は締約国に対して行われる。
3. この条約第 37 条第 11 項の目的のため、各締約国は、犯罪人とされる者が自国の領域内に存在し、かつ、その者が自国の国民であることのみを理由としてその者を送還しない場合には、この条約に従って定める犯罪に対する管轄権を確立するために必要な措置をとる。
4. 各締約国は、また、被疑犯罪者が自国の領域内に存在し、かつ、その者を送還しない場合には、この条約に従って成立した犯罪に対する管轄権を確立するために必要な措置を採択することができる。
5. 本条第 1 項又は第 2 項に基づく管轄権を行使する締約国が、他の締約国が同一の行為に関して調査、訴追又は司法手続を行っていることを通報され、又は他の方法で知った場合には、これらの締約国の当局は、適当な場合には、その行動を調整することを目的として互いに協議する。
6. 一般国際法の規範を害することなく、この条約は、締約国が国内法に従って定める刑事裁判権の行使を排除するものではない。

## 第四章 手続き上の措置と法の執行

### 第 23 条. 手続き上の措置の範囲

1. 各締約国は、特定の犯罪捜査又は手続のためにこの章に定める権限及び手続を定めるために必要な立法その他の措置を採用するものとする。
2. この条約に別段の定めがある場合を除くほか、各締約国は、この条第一項にいう権限及び手続を次の各号に適用する：
  - (a) この条約に従って定められた刑法犯罪；
  - (b) 情報通信テクノロジー・システムを利用して行われたその他の刑法犯罪。
  - (c) あらゆる刑法犯罪の証拠を電子形式で収集すること。
3. (a) 各締約国は、留保において特定された犯罪又は犯罪の種類にのみこの条約第 29 条にいう措置を適用する権利を留保することができる。ただし、そのような犯罪又は犯罪の種類が、この条約第 30 条にいう措置を適用する犯罪の範囲よりも制限されないことを条件とする。各締約国は、第 29 条にいう措置の最も広範な適用を可能にするために、このような留保を制限することを考慮する；
  - (b) 締約国が、この条約の採択時において効力を有する自国の法令における制限のために、この条約の第 29 条及び第 30 条に掲げる措置を、サービスプロバイダの情報通信テクノロジー・システム内で送信されている通信に適用することができない場合
    - (i) 閉鎖的なユーザーグループの利益のために軍事作戦が行われている場合、
    - (ii) 公衆通信ネットワークを使用せず、公私を問わず、他の情報通信テクノロジー・システムと接続していない場合、

締約国は、これらの措置を当該通信に適用しない権利を留保することができる。各締約国は、この条約の第 29 条及び第 30 条にいう措置の最も広い適用を可能にするために、このような留保を制限することを考慮する。

### 第 24 条 保護措置条件と保護措置

1. 各締約国は、この章に定める権限及び手続の設定、実施及び申立書の適用が、国際人権法に基づく義務に従い、かつ、比例の原則を取り入れた人権の保護を定める国内法に定める条件及び保障に従うことを確保する。
2. 各締約国の国内法に従い、かつこれを踏まえて、かかる条件および保護措置は、関係する手続または権限の性質に照らして適切であるよう、とりわけ、司法またはその他の独立した審査、効果的な救済を受ける権利、申し立てを正当とする理由、および当該権限または手続の範囲および期間の制限を含むものとする。
3. 各締約国は、公共の利益、特に適正な司法政権に合致する限りにおいて、本章の権限及び手続が第三者の権利、責任及び正当な利益に及ぼす影響を考慮する。
4. 本条に従って定める条件および保障措置は、国内における刑事捜査および訴訟手続きの目的のため、また要請された締約国による国際協力の提供の目的のため

め、本章に定める権限および手続きに国内レベルで適用されるものとする。

5. 本条第2項における司法その他の独立した審査とは、国内レベルにおけるそのような審査を指す。

#### 第25条 保存された電子データの迅速な保全 〔暫定的合意〕

1. 各締約国は、特に電子データが損失又は改変に対して特に脆弱であると信じるに足りる根拠がある場合には、情報通信テクノロジー・システムにより保存されたトラフィック・データ、コンテンツ・データ及び加入者情報を含む特定の電子データの迅速な保全を所轄当局が命令し又は同様に取得することを可能にするために必要とされる立法措置その他の措置を採用するものとする。

2. 締約国が、ある者に対し、その者が所有し又は管理する特定の保存された電子データを保全すべき旨の命令によりこの条第1項の効力を及ぼす場合には、締約国は、その者に対し、権限のある当局がその開示を求めることができるようにするために必要な期間、最長90日を限度として、当該電子データの保全及び完全性の維持を義務付けるために必要な立法措置その他の措置を採用するものとする。締約国は、このような命令がその後更新されることを定めることができる。

3. 各締約国は、電子データを保全すべき保管者その他の者に対し、その国内法令に定める期間、当該手続の実施の秘密を保持することを義務付けるために必要な立法その他の措置を採用するものとする。

#### 第26条. トラフィックデータの迅速な保全と部分開示 〔暫定的合意〕

各締約国は、この条約第25条の規定に基づき保全されるトラフィックデータに関し、必要な立法その他の措置を採用するものとする：

(a) トラフィックデータのこのような迅速な保全が、通信の送信に1つ以上のサービスプロバイダーが関与したか否かにかかわらず、利用できるようにすること。

(b) 締約国がサービスプロバイダーおよび通信または表示された情報が送信された経路を特定できるようにするために十分な量のトラフィックデータを、締約国の権限ある当局またはその当局が指定する者に迅速に開示することを確保する。

#### 第27条. 提出命令 〔暫定的合意〕

各締約国は、所管当局が以下の命令を下す権限を与えるために必要な立法およびその他の措置を採用するものとする。

(a) その領域内にいる人物に対し、その人物が所有または管理し、情報通信テクノロジー・システムまたは電子データ保存媒体に保存されている特定の電子データの提出を命じる。

(b) 締約国の領域内でサービスを提供するサービスプロバイダーに対し、そのサービスプロバイダーが所有または管理する、当該サービスに関連する加入者情報の提出を命じる。

第 28 条 . 保存された電子データの検索および押収  
[暫定的合意]

1. 各締約国は、当該締約国の領域内にあるものについて、その所管当局が以下のものを検索または同様にアクセスできるようにするために必要な立法上およびその他の措置を採用するものとする。
  - (a) 情報通信テクノロジー・システム、その一部、およびそこに保存された電子データ。および、
  - (b) 検索対象の電子データが保存されている可能性のある電子データ保存媒体。
  
2. 各締約国は、本条第 1 項(a)に従って自国の当局が特定の情報通信テクノロジー・システム又はその一部を探索し又は同様にアクセスする場合において、求める電子データが自国の領域内の他の情報通信テクノロジー・システム又はその一部に保存されており、かつ、当該データが最初のシステムから適法にアクセス可能であるか又は利用可能であると信じるに足りる根拠があるときは、当該当局は、当該他の情報通信テクノロジー・システムへのアクセスを得るための探索を迅速に行うことができることを確保するために必要とされる立法措置その他の措置を採用するものとする。
  
3. 各締約国は、この条の第 1 項又は第 2 項に従ってアクセスされた自国の領域内の電子データを押収し又は同様に確保する権限をその権限ある当局に与えるために必要とされる立法措置その他の措置を採用するものとする。これらの措置には、次の権限を含むものとする：
  - (a) 情報通信テクノロジー・システムまたはその一部、あるいは電子データ記憶媒体を押収し、あるいは同様に確保すること；
  - (b) この電子データのコピーを電子形式で作成し、保管する；
  - (c) 関連する保存電子データの完全性を維持する；
  - (d) アクセスした情報通信テクノロジー・システム内の電子データをアクセス不能にする、または削除する。
  
4. 各締約国は、所管当局が、問題となっている情報通信テクノロジー・システム、情報通信ネットワーク若しくはこれらの構成部分又はこれらの中の電子データを保護するために適用される措置の機能について知識を有する者に対し、合理的な範囲で、この条第 1 項から第 3 項までにいう措置の実施を可能にするために必要な情報を提供することを命ずる権限を付与するために必要な立法措置その他の措置を採用するものとする。

第 29 条 . トラフィックデータのリアルタイム収集  
[暫定的合意]

1. 各締約国は、情報通信テクノロジー・システムによって送信される、その領域内の特定通信に関連するトラフィックデータをリアルタイムで提供することについて、自国の権限のある当局に権限を与えるために必要とされる立法その他の措置を採用するものとする：
  - (a) 締約国の領域内において、技術的手段の適用により、収集し、又は記録すること。
  - (b) サービスプロバイダーの既存の技術力の範囲内で、サービスプロバイダーに以下を義務づける。
    - (i) 当該締約国の領域内において、技術的手段の適用により、収集し、又は記録すること。
    - (ii) 当局が以下の情報を収集または記録すること。

2. 締約国が、その国内法制度の原則により、この条第1項(a)にいう措置を採択することができない場合には、その代わりに、その領域において技術的手段を適用することにより、その領域において送信される特定の通信に係るトラフィックデータのリアルタイムの収集又は記録を確保するために必要とされる立法上及びその他の措置を採択することができる。

3. 各締約国は、サービスプロバイダーに対し、この条に規定する権限の行使の事実及びこれに関連する情報を秘密にすることを義務付けるために必要な立法その他の措置を採用するものとする。

#### 第30条 コンテンツデータの傍受[暫定的合意]

1. 各締約国は、国内法によって決定される重大な刑法犯罪の範囲に関し、その当局は、以下を行う権限を付与するために必要とされる立法その他の措置を採用するものとする：

- (a) 締約国の領域内において、技術的手段の適用により、収集し、又は記録すること
- (b) サービスプロバイダーの既存の技術力の範囲内で、サービスプロバイダーに以下を義務づけること
  - (i) 当該締約国の領域内において、技術的手段の適用により、収集し、又は記録すること。
  - (ii) 当局は、以下の情報を収集または記録する

情報通信テクノロジー・システムによって送信される、その領域内の特定通信のリアルタイムでのコンテンツ・データ

2. 締約国が、その国内法体系の原則により、この条第1項(a)にいう措置を採択することができない場合には、その代わりに、その領域における技術的手段の適用により、その領域における特定通信のコンテンツデータのリアルタイムの収集又は記録を確保するために必要とされる立法措置その他の措置を採択することができる。

3. 各締約国は、サービスプロバイダーに対し、この条に規定する権力の行使の事実及びこれに関連する情報を秘密にすることを義務付けるために必要な立法その他の措置を採用するものとする。

#### 第31条 犯罪収益の凍結、差し押さえ、没収 [暫定的合意]

1. 各締約国は、国内法制度の範囲内で可能な最大限の範囲で、その没収を可能にするために必要とされる措置を採用するものとする：

- (a) この条約に従って成立した犯罪から生じた犯罪収益又はその収益に相当する価値を有する財産；
- (b) この条約に従って設立された犯罪に使用され、又は使用することを目的とする財産、設備その他の道具。

2. 各締約国は、最終的な没収を目的として本条第1項にいう物品の識別、追跡、凍結又は押収を可能とするために必要な措置を採用するものとする。

3. 各締約国は、国内法に従って、本条第1項及び第2項に規定する凍結、押収又は没収された財産の権限のある当局による管理を規制するために必要とされる立法その他の措置を採用するものとする。

4. 犯罪収益が、その一部または全部を他の財産に変質または転換された場合、当該財産は、収益に代えて、本条にいう措置に服する責任を負う。

5. 犯罪収益が合法的な出所から取得した財産と混在していた場合、かかる財産は、凍結または差押えに関する権限を損なうことなく、混在していた収益の評価額を上限として没収の対象となる。
6. 犯罪収益、犯罪収益が変容もしくは変換された財産、または犯罪収益が混在した財産から得られた所得またはその他の利益も、犯罪収益と同じ方法および同じ範囲において、本条にいう措置の対象となる。
7. この条及びこの条約第 50 条の目的のため、各締約国は、裁判所その他の権限のある当局に対し、銀行、金融又は商業の記録を利用可能とし又は差し押さえることを命ずる権限を与える。締約国は、銀行機密を理由としてこの項の規定による行為を拒否してはならない。
8. 各締約国は、その要件が自国の国内法の原則及び司法手続その他の手続の性質に合致する限りにおいて、犯罪収益又は没収の責任を負うとされるその他の財産の合法的な出所を示すことを犯罪者に要求する可能性を検討することができる。
9. 本条の規定は、善意の第三者の権利を害するものとして解釈されてはならない。
10. この条のいかなる規定も、この条が言及する措置が締約国の国内法の規定に従って定められ、かつ、実施されるという原則に影響を及ぼすものではない。

### 第 32 条 犯罪記録の確立

#### [暫定的合意]

各締約国は、この条約に従って成立した犯罪に関する刑事手続において当該情報を使用する目的で、適当と認める条件の下で、かつ、その目的のために、犯罪者とされる者の他の国における前科を考慮に入れるために必要とされる立法その他の措置を採択することができる。

### 第 33 条 証人の保護

#### [暫定的合意]

1. 各締約国は、国内法に従い、かつ、その手段の範囲内において、この条約に従って定めるものについて証言を行い、又は善意でかつ合理的な理由に基づいて情報を提供し、その他捜査当局若しくは司法当局に協力する証人及び適当な場合にはその親族その他の近親者に対し、潜在的な報復又は脅迫からの効果的な保護を提供するための適当な措置をとるものとする。
2. 本条第 1 項に想定される措置には、とりわけ、適正手続を受ける権利を含む被告の権利を害することなく、以下を含めることができる：
  - (a) 必要かつ実行可能な範囲において、そのような人物を移転させ、適切な場合には、そのような人物の身元および所在に関する情報の非開示または開示の制限を認めるなど、そのような人物を物理的に保護するための手続を確立すること；
  - (b) 証人の証言が、ビデオリンクなどの通信テクノロジーやその他の適切な手段を使用して行われることを認めるなど、証人の安全を確保する方法で行われることを認める証拠規則を定めること。
3. 締約国は、本条第 1 項にいう者の移転のために他国と協定又は取極を締結することを検討するものとする。
4. 本条の規定は、目撃者である限りにおいて、被害者にも適用される。

### 第 34 条 被害者の援助と保護 [暫定的合意]

1. 各締約国は、特に報復又は脅迫のおそれがある場合には、この条約に従って定めるものの犯罪の被害者に援助及び保護を提供するため、その手段の範囲内で適当な措置をとるものとする。
2. 各締約国は、国内法に従い、この条約に従って定める犯罪の被害者に対する補償及び返還へのアクセスを提供するための適当な手続を定めるものとする。
3. 各締約国は、国内法に従い、被害者の意見及び懸念が、弁護人の権利を害しない方法で、犯罪者に対する刑事手続の適切な段階において提示され、考慮されることを可能にする。
4. この条約の第 14 条から第 16 条までに定めるものについて、各締約国は、国内法に従い、関連する国際機関、非政府組織その他の市民社会の構成員と協力して、当該犯罪の被害者の身体的及び心理的回復のためを含め、当該犯罪の被害者に援助を提供するための措置をとる。
5. 本条第 2 項から第 4 項までの規定を適用するに当たっては、各締約国は、被害者の年齢、性別並びに子どもの特殊な事情及びニーズを含む被害者の特殊な事情及びニーズを考慮する。
6. 各締約国は、その国内法上の枠組みと整合する限度において、この条約の第 14 条及び第 16 条に記載されたコンテンツを削除し又はアクセス不能にする要請の遵守を確保するための効果的な措置をとるものとする。

## 第五章 国際協力

### 第 35 条 国際協力の一般原則

1. 締約国は、この条約の規定並びに刑事に関する国際協力に関する他の適用可能な国際文書及び国内法に従って、次の目的のために相互に協力する：
  - (a) この条約に従って成立した刑法犯罪に関する捜査及び訴追並びに司法手続（かかる犯罪による収益の凍結、押収、没収及び返還を含む）；
  - (b) この条約に従って成立した刑法犯罪の証拠を電子形式で収集し、入手し、保全し、共有すること；
  - (c) この条約の採択時に効力を有する他の適用可能な国際連合条約および議定書に従って確立された重大な犯罪を含む、あらゆる重大な犯罪の電子的形態の証拠の収集、取得、保全および共有。
2. 本条第 1 項(b)および(c)に規定する電子的形態の犯罪の証拠の収集、取得、保全および共有を目的として、第 40 条の関連条項および本条約の第 41 条から第 46 条までの規定を適用することとする。
3. 国際協力に関する事項において、双罰性が要件とされる場合、要請された締約国の法律が当該犯罪を同じ犯罪カテゴリーに分類しているか、要請国と同じ用語で当該犯罪を呼称しているかにかかわらず、支援が求められてる犯罪の基礎となる行為が両締約国の法律の下で刑法犯罪である場合には、双罰性が満たされたものとみなされる。

第 36 条 個人データの保護  
[暫定的合意]

1. (a) この条約に従って個人データを移転する締約国は、自国の国内法及び移転する締約国が適用可能な国際法の下で有するあらゆる義務に従って行うものとする。締約国は、個人データの保護に関する自国の適用可能な法に従って個人データを提供することができない場合には、この条約に従って個人データを移転することを要求されない；

(b) 個人データの移転が本条第 1 項(a)に合致しない場合、締約国は、個人データへの要請に応えるために、適用可能な法に従って、合致を達成するための適切な条件を課すことを求めることができる；

(c) 締約国は、個人データの移転を促進するために、二国間または多国間の取決めを設けることが奨励される。

2. この条約に従って移転される個人データについて、締約国は、受領した個人データが締約国のそれぞれの法的枠組みにおいて有効かつ適切な保護措置の対象となることを確保する。

3. この条約に従って取得した個人データを第三国又は国際機関に移転する場合には、締約国は、元の移転国にその故意を通知し、かつ、その承認を求める。締約国は、元の移転国の承認を得た場合に限り、当該個人データを移転するものとし、当該承認は、書面による形で提供されることを要件とすることができる。

第 37 条 引き渡し  
[暫定的合意]

1. この条は、引渡しを求める犯罪が要請国及び要請された国の双方の国内法の下で処罰されるものであることを条件として、引渡しの要請の対象である者が要請国の領域内に存在する場合には、この条約に従って定める刑法犯罪に適用する。犯罪の引渡しは、犯罪の引渡しに関して課された禁錮刑又は他の形式の拘禁の終期刑に服することを目的として行われる場合には、要請を受けた締約国は、国内法に従って引渡しを認めることができる。

2. この条約の定める刑法犯罪のうち自国の国内法では処罰されないものについては、この条第 1 項の規定にかかわらず、法律がこれを許す締約国は、その者の引渡しを認めることができる。

3. 犯罪人引渡請求が数個の別個の刑法犯罪を含む場合において、そのうちの少なくとも一個の刑法犯罪がこの条約により引渡しを受けることができるものであり、かつ、そのうちの幾つかの刑法犯罪がその懲役の期間により引渡しを受けることができないものであるが、この条約に従って成立した犯罪に関連するものであるときは、請求された締約国は、これらの刑法犯罪についてもこの条約を適用することができる。

4. この条が適用される各犯罪は、締約国間に存在する犯罪人引渡し条約に犯罪人引渡し可能な犯罪として含まれるものとみなす。締約国は、その締約国間で締結されるすべての犯罪人引渡し条約に当該犯罪を引渡し可能な犯罪として含めることを約束する。

5. 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としている締約国が、犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの要請を受けた場合には、この条約を、この条が適用される犯罪に関する犯罪人引渡しの法的根拠とみなすことができる。

6. 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、次のことを行うものとする：

(a) この条約の批准書、受諾書若しくは承認書又はこの条約への加入書の寄託の際、次の事項を事務総長に通報する。

国連は、この条約を、この条約の他の締約国との犯罪人引渡し協力の法的根拠とするかどうか。

(b) この条約を犯罪人引渡し協力の法的根拠としない場合には、この条文を実施するために、適切な場合には、この条約の他の締約国との犯罪人引渡しに関する条約の締結を求める。

7. 条約の存在を犯罪の引渡しの条件としていない締約国は、この条が適用される犯罪を自国の間で犯罪の引渡しが可能なものとして認めるものとする。

8. 引渡しは、とりわけ、引渡しのための刑罰の最低要件に関する条件及び要請を受けた締約国が引渡しを拒否することができる根拠を含む、要請を受けた締約国の国内法又は適用可能な引渡条約が定める条件に従う。

9. 締約国は、自国の国内法に従い、この条が適用される犯罪に関する送還の手続を迅速化し、かつ、これに関連する証拠要件を簡素化するよう努めなければならない。

10. 要請を受けた締約国は、その国内法及び犯罪人引渡条約の定めるところに従い、その事情が正当であり、かつ、緊急であると認めるときは、要請を受けた締約国の要請（その要請が国際刑事警察機構の既存の経路を通じて伝達された場合を含む）。

11. 被疑犯罪者をその領域内に有する締約国は、この条が適用される犯罪に関して、その者がその国の国民であることのみを理由としてその者の引渡しを行わない場合には、引渡しを求める締約国の要請があれば、訴追のため、不当に遅延することなくその事件をその締約国の権限のある当局に提出する義務を負う。これらの当局は、当該締約国の国内法に基づく同等の性質の他の犯罪の場合と同一の方法で決定を行い、かつ、手続を行うものとする。関係締約国は、当該訴追の効率性を確保するために、特に、手続上及び証拠上の側面について相互に協力する。

12. 締約国が、その国内法上、自国民の引渡し又は引渡しを求める裁判又は手続の結果として課された刑に服するためにその者をその締約国に返還することを条件としてのみ自国民の引渡し又は引渡しを行うことが許される場合であって、その締約国及びその者の引渡しを求める締約国がこの選択及び適当と認めるその他の条件に同意するときは、その条件付きの引渡し又は引渡しは、本条第十一項に定める義務を免除するのに十分なものとする。

13. 刑の執行を目的とする引渡しだが、請求された者が請求された締約国の国民であることを理由として拒絶された場合には、請求された締約国は、その国内法が許容するものであり、かつ、特別法の要件に適合するものであるときは、請求国の申立書により、請求された締約国の国内法又はその余の法律の下で課された刑の執行を考慮する。

14. この条が適用される犯罪に関連して手続が行われる者は、手続のすべての段階において、その者が在留する締約国の国内法が定めるすべての権利及び保障の享有を含む公正な待遇が保障される。

15. この条約のいかなる規定も、要請を受けた締約国が、その要請が人の性別、人種、言語、宗教、国籍、民族的出身又は政治的出身を理由としてその人を訴追し又は処罰することを目的として行われたものであると信じるに足りる相当の理由がある場合には、引渡義務を課すものと解釈してはならない。

意見、またはこれらの理由のいずれかにより、その要求に従うことがその人の立場を書することになる。

16. 締約国は、犯罪が財政問題にも関わると考えられるという理由だけで、引渡請求を拒否することはできない。

17. 引渡しを拒否する前に、要請を受けた締約国は、適当な場合には、要請を受けた締約国と協議し、自己の意見を表明し、かつ、自己の主張に関連する情報を提供する十分な機会を提供する。

18. 要請締約国は、引渡しに関する決定を要請締約国に通報する。要請を受けた締約国は、要請を受けた締約国の国内法又は国際的な法的義務によりこれを行うことが妨げられない場合を除き、引渡しを拒否する理由を要請を受けた締約国に通知する。

19. 各締約国は、署名の際又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託する際に、国際連合事務総長に対し、犯罪人引渡し又は仮逮捕の要請を行い又はこれを受理する責任を負う当局の名前及び住所を通報する。事務総長は、締約国がそのように指定した当局は、登録簿を作成し、かつ、これを更新する。各締約国は、登録簿に記載された事項が常に正確であることを確保する。

20. 締約国は、犯罪人引渡しを実施し又はその実効性を高めるための二国間及び多国間の協定又は取極の締結を求めるものとする。

#### 第 38 条 受刑者の移送

[暫定的合意]

締約国は、受刑者の権利を考慮し、この条約に従って定められた犯罪により禁錮刑その他の自由剥奪の刑に処せられた者が自国において刑期を全うすることができるよう、その者の自国領域への移送に関する二国間又は多国間の協定又は取決めを締結することを検討することができる。締約国は、同意、リハビリテーション及び社会復帰に関する問題も考慮することができる。

#### 第 39 条 刑事手続の移管

[暫定的合意]

1. 締約国は、この条約に従って定めるものの犯罪の刑事訴追のための手続の移管が司法の適正な管理のために有益であると認められる場合には、特に、訴追の集中を図るため、複数の法域が関係する場合には、その手続を相互に移管する可能性を考慮する。

2. 刑事手続の移管を条約の存在を条件とする締約国は、この問題に関する条約を締結していない他の締約国から移管の要請を受けた場合には、この条約を、この条が適用される犯罪に関する刑事手続の移管の法的根拠とみなすことができる。

#### 第 40 条 相互法的支援に関する一般原則および手続

1. 締約国は、この条約に従って定めるものの犯罪に関する捜査、訴追及び司法手続並びにこの条約に従って定める犯罪及び重大犯罪に関する電子的形式による証拠の収集の目的のために、相互に最も広範な相互法的援助を与える。[暫定的合意]。

2. 相互法的共助は、要請された締約国の関連する法律、条約、協定及び取極の下で、要請した締約国においてこの条約第 18 条に従って法人が責任を問われる可

能性のある犯罪に関する捜査、訴追及び司法手続に関して、可能な限り与えられる。[暫定的合意]。

3. 本条に基づき提供される相互法的援助は、以下の目的のために要請することができる：

- (a) 人から証拠や供述を得る；
- (b) 裁判書類の提供；
- (c) 捜索と差し押さえの実行、資産凍結；
- (d) この条約の第 44 条に基づき、情報通信テクノロジー・システムの手段により保存された電子データを捜索し、又はこれに類似の方法でアクセスし、差し押さえ、又はこれに類似の方法で確保し、及び開示すること；
- (e) この条約第 45 条に基づき、トラフィックデータをリアルタイムで収集する；
- (f) この条約第 46 条に基づき、コンテンツデータを傍受すること；
- (g) 物や場所を調べる；
- (h) 情報、証拠、専門家による評価の提供、[ 暫定的合意 ]。
- (i) 政府、銀行、金融、企業、事業記録を含む、関連文書および記録の原本または証明付きコピーを提供すること；
- (j) 犯罪収益、財産、手段、その他のものを証拠とするために特定または追跡すること；
- (k) 要請を受けた締約国にいる者の自発的な出頭を促進する；
- (l) 犯罪収益の回収；【 暫定的合意】
- (m) 要請された締約国の国内法に反しないその他の種類の援助。[ 暫定的合意]。

4. 締約国の当局は、国内法を害することなく、犯罪に関する情報を他の締約国の権限ある当局に伝達することができる。この場合において、当該情報は、当該当局が捜査及び刑事手続を実施し、若しくは成功裏に終了させることを助けることができ、又はこの条約に従って後者の締約国が策定する要請をもたらすことができると信ずるときは、当該当局は、事前の要請なしに、刑事に関する情報を他の締約国の権限ある当局に伝達することができる。[ 暫定的合意]。

5. 本条第 4 項に基づく情報の伝達は、情報を提供する権限のある当局は、当該国における照会及び刑事手続を害されないものとする。情報を受領する当局は、一時的であっても、当該情報を秘密にすること又はその使用について制限を付すことを求める要請に応ずる。ただし、このことは、受理国がその手続において被告人を免責する情報を開示することを妨げるものではない。この場合において、受理国当事国は、開示に先立ち、送信国当事国に通知し、かつ、要請があれば、送信国当事国と協議する。例外的な場合において、事前の通知が不可能であるときは、受理国当事国は、遅滞なく、送信国当事国に開示を通報する。[ 暫定的合意]。

6. この条の規定は、二国間又は多国間の他の条約であって、相互の法律共助の全部又は一部を規律し又は規律するものに基づく義務に影響を及ぼすものではない。[ 暫定的合意]。

7. この条の第 8 項から第 31 項までの規定は、この条に従って行われる要請について、この質問の締約国が相互法的援助に関する条約に拘束されていない場合に適用する。これらの締約国がそのような条約に拘束されている場合には、締約国がこの条の第 8 項から第 31 項までをその代わりに適用することに同意しない限り、その条約の対応する規定が適用される。締約国は、次のことを強く奨励される。

協力が促進される場合には、これらの段落の規定を適用する。[暫定的合意]。

8. 第1条 締約国は、双罰性がないことを理由として、この条に基づく援助を提供することを拒否することができる。ただし、要請を受けた締約国は、その行為が要請を受けた締約国の国内法の下で犯罪を構成するか否かにかかわらず、適当と認めるときは、その裁量により決定する範囲内で、援助を提供することができる。援助は、要請が軽微な性質の事項又はこの条約の他の規定に基づいて求められる協力若しくは援助が利用可能である事項を含む場合には、拒否することができる。[暫定的合意]。

9. 一の締約国の領域において拘禁されている者又は刑に服している者であつて、この条約に従つて成立した犯罪に関する捜査、訴追又は司法手続のための証拠を得るための身元確認、証言その他の援助を提供する目的で他の締約国への出頭が要請されるものは、次の条件を満たす場合には、移送することができる：

(a) 本人が自由にインフォームド・コンセントを行う；

(b) 両締約国の当局は、両締約国が適切とみなす条件に従い、これに同意する。

[暫定的合意]

10. 本条第9項の目的のためである：

(a) 移送先の締約国は、移送元の締約国から別段の要請又は許可がない限り、移送された者を拘禁する権限及び義務を有する；

(b) 移送先の締約国は、遅滞なく、両締約国の権限のある当局があらかじめ合意したところにより又は別段の合意をしたところにより、その者を移送元の締約国の監護に戻す義務を履行する；

(c) 移送先の締約国は、移送元の締約国に対し、その者の引渡手続を開始することを要件としない；

(d) 移送された者は、その者が移送された締約国の拘禁に服した期間について、その者が移送された国において服した刑のサービスの単位を受けるとする。

[暫定的合意]

11. 本条第9項及び第10項に従つて人が移送される締約国が同意しない限り、その人は、その人の国籍にかかわらず、その人が移送された国の領域において、その人が移送された国の領域から出国する前の行為、不作為又は前科に関して訴追され、抑留され、処罰され又はその他の自由の制限を受けることはない。[暫定的合意]。

12. (a) 各締約国は、相互の法律扶助の要請を受理し、かつ、これを執行し、又は執行のためこれを権限のある当局に送付する責任及び権限を有する中央当局を指定する。締約国が、相互法的援助の別個の制度を有する特別の地域又は領域を有する場合には、当該地域又は領域について同一の機能を有する別個の中央当局を指定することができる；

(b) 中央当局は、受領した要請の迅速かつ適切な執行または伝達を確保しなければならない。中央当局は、執行のために要請を所轄官庁に伝達する場合には、所轄官庁による要請の迅速かつ適切な執行を奨励しなければならない；

(c) 国際連合事務総長は、各締約国がこの条約の批准書、受諾書若しくは承認書又は加入書を寄託する時に、この目的のために指定された中央当局について通知されるものとし、締約国が指定した中央当局の登録簿を設け、かつ、これを更新する。各締約国は、登録簿に記載された事項が常に正確であることを確保する；

(d) 相互の法律扶助の要請及びこれに関連する通信は、締約国が指定する中央当局に伝達する。この要件は、締約国が、当該要請及び通信が外交上の経路を通じて、また、緊急の場合には、締約国が合意する場合には、可能な場合には、国際刑事警察団体を通じて、自国に宛てて行われることを要求する権利を書するものではない。

[暫定的合意]

13. 要請は、要請を受けた締約国が真正性を定めることができる条件下で、要請を受けた締約国が許容する言語による書面又は可能な場合には書面の記録を作成することができる方法により行うものとする。国際連合事務総長は、この条約の批准書、受諾書若しくは承認書又はこの条約への加入書を各締約国に寄託する際に、各締約国が受諾することができる言語について通知されるものとする。緊急の事情があり、かつ、締約国が合意した場合には、要請は、口頭で行うことができるが、直ちに書面で確認する。[暫定的合意]。

14. 締約国の中央当局は、それぞれの法律により禁止されていない場合には、要請を受けた締約国が真正性を立証し、かつ、通信の安全を確保することができる条件下で、相互法的支援の要請及びこれに関連する通信並びに証拠を電子的形式で送受信することが奨励される。[暫定的合意]。

15. 相互法的支援の要請は、以下の内容を含むものとする：

- (a) 要請を行う当局は誰なのか；
- (b) 要請が関係する調査、訴追または司法手続きの主題および性質、ならびに調査、訴追または司法手続きを行う当局の名前および機能；
- (c) 関連する事実の概要。ただし、裁判書類のサービスを目的とした請求は除く；
- (d) 要請する援助の内容及び要請する締約国が希望する 特定の手續の詳細；
- (e) 可能かつ適切な場合には、関係者の身元、所在地、国籍、ならびに関係品目または口座の原産国、説明、所在地；
- (f) 申立書の場合、証拠、情報、その他の支援を求める期間。
- (g) 証拠、情報、その他の援助を求める目的。

[暫定的合意]

16. 要請を受けた締約国は、自国の国内法に従って要請を実行するために必要と思われる場合又はその実行を容易にすることができる場合には、追加情報を要請することができる。[暫定的合意]。

17. 要請は、要請を受けた締約国の国内法に従い、また、要請を受けた締約国の国内法に反しない限りにおいて、かつ、可能な場合には、要請において指定された手續に従って行われるものとする。[暫定的合意]。

18. 個人がある締約国の領域内にあり、かつ、他の締約国の司法当局から証人、被害者又は専門家として審問を受けなければならない場合には、可能な限り、かつ、国内法の基本原則に合致する場合には、最初の締約国は、他方の締約国の要請により、当該個人が要請された締約国の領域内に直接出頭することが不可能であるか又は望ましい場合には、テレビ会議により審問を行うことを認めることができる。締約国は、聴聞を要請国の司法当局が行い、かつ、要請国の司法当局が出席することに合意することができる。要請を受けた締約国がテレビ会議の開催に必要な技術的手段を利用できない場合には、相互の合意により、要請を受けた締約国がそのような手段を提供することができる。[暫定的合意]。

19. 要請を受けた締約国は、要請を受けた締約国の事前の同意なく、要請を受けた締約国から提供された情報又は証拠を、要請を受けた締約国の事前の同意なく、要請を受けた締約国以外の調査、訴追又は司法手続のために伝達し、又は使用してはならない。この項のいかなる規定も、要請を受けた締約国がその手続において被告人を免責する情報又は証拠を開示することを妨げるものではない。後者の場合には、要請締約国は、開示に先立ち、要請された締約国に通知し、また、要請された場合には、要請された締約国と協議する。例外的な場合において、事前の通知ができないときは、要請締約国は、要請された締約国に対し、遅滞なく開示を通報する。[暫定的合意]。

20. 要請を受けた締約国は、要請を履行するために必要な範囲を除き、要請の事実及び内容を秘密にすることを要請することができる。要請を受けた締約国は、秘密保持の要件に従うことができない場合には、要請を受けた締約国に速やかに通知する。[暫定的合意]。]

21. 相互法的支援が拒否される場合もある：

(a) 要請が本条の規定に従って行われなかった場合；

(b) 要請を受けた締約国が、その要請の実行が自国の主権、安全保障、公共秩序その他の本質的利益を害するおそれがあると考えられる場合；

(c) 要請された締約国の当局は、自国の司法管轄権下で捜査、訴追又は司法手続の対象となっていた場合、類似の犯罪に関して要請された行為を実施することが国内法によって禁止されている；

(d) 要請が認められることが相互法的援助に関する要請締約国の法制度に反する場合。

22. この条約のいかなる規定も、要請を受けた締約国が、その要請が、その者の性別、人種、言語、宗教、国籍、民族的出身若しくは政治的意見を理由としてその者を訴追し若しくは処罰することを目的として行われたものであると信ずるに足りる相当の理由がある場合又はその要請に従うことがこれらの理由のいずれかによりその者の地位を害することになると信ずるに足りる相当の理由がある場合には、相互の法的援助を与える義務を課すものと解釈してはならない。

23. 締約国は、犯罪が財政問題にも関わると考えられることのみを理由として、相互法的支援の要請を拒否することはできない。[暫定的合意]。

24. 締約国は、銀行機密を理由として、この条の規定による相互の法律扶助の提供を拒否してはならない。[暫定的合意]。

25. 相互法的援助を拒否する場合には、その理由を示さなければならない。[暫定的合意]。

26. 要請を受けた締約国は、相互の法律扶助の要請をできる限りすみやかに実施するものとし、要請を受けた締約国が提案し、かつ、できれば要請の中で理由が付されている期限をできる限り十分に考慮するものとする。要請を受けた締約国は、要請を受けた締約国による合理的な要請に応ずるものとする。

要請を受けた締約国は、要請の状況及び処理の進捗状況について、要請を受けた締約国に通知する。要請国は、求められた援助がもはや要件でなくなったときは、要請を受けた締約国に速やかに通知する。[暫定的合意]。

27. 相互の法的援助は、進行中の捜査、訴追又は司法手続を妨げることを理由として、要請された締約国によって延期することができる。[暫定的合意]。

28. 要請を受けた締約国は、本条第二十一項に基づく要請を拒否し、又は本条第二十七項に基づく要請の実施を延期する前に、要請を受けた締約国と協議し、必要と認める条件に従って援助を与えることができるかどうかを検討する。要請国は、その条件による援助を受諾する場合には、その条件を遵守する。[暫定的合意]。

29. 本条第十一項の申立書の適用を害することなく、要請締約国の要請により、要請締約国の領域における訴訟手続において証拠を提出すること又は捜査、訴追若しくは司法手続を援助することに同意した証人、専門家その他の者は、要請締約国の領域から退去する前の行為、不作為又は有罪判決に関し、当該領域において訴追され、抑留され、処罰され又はその者の自由についてその他の制限を受けることはない。このような安全な行為は、証人、専門家その他の者が、その者の出席がもはや司法当局により要求されないことを公式に通知された日から連続 15 日の期間又は締約国が合意した期間、退去の機会を有していたにもかかわらず、自発的に要請締約国の領域内に留まり、又は退去した後、その者の自由意思により帰国したときに、終了する。[暫定的合意]。

30. 要請を実施するための通常のコストは、関係締約国が別段の合意をしない限り、要請を受けた締約国が負担する。要請を履行するために相当な又は特別な性質のコストが要求され、又は要求される場合には、締約国は、要請を履行する条件及び費用を負担する方法を決定するために協議する。[暫定的合意]。

31. 要求された締約国

(a) 要請する締約国に対し、その国内法上一般公衆が入手することができる自国が保有する政府の記録、文書又は情報の写しを提供するものとする；

(b) 自国の裁量により、要請のあった締約国に対し、その国内法上一般に利用することができない自国が保有する政府記録、文書又は情報の写しの全部若しくは一部を、又は適当と認める条件に従って提供することができる。

[暫定的合意]

32. 締約国は、必要に応じ、この条の目的を果たし、この条の規定を実質的に実施し、又は強化する二国間又は多国間の協定又は取極の締結の可能性を検討する。[暫定的合意]。]

#### 第 41 条.24 時間 365 日ネットワーク

1. 各締約国は、この条約に従って定めるものの犯罪に関する特定の犯罪捜査、訴追若しくは司法手続の目的のため、又はこの条第 3 項の目的のため及びこの条約に従って定める犯罪並びに重大犯罪に関する電子形式の証拠の収集、入手及び保全のために、即時の援助の提供を確保するため、1 日 24 時間、週 7 日利用できる窓口を指定する。

2. 国際連合事務総長は、このような連絡点の通知を受け、この条の目的のために指定された連絡点の最新の登録簿を保管し、かつ、締約国に対し、毎年、連絡点の最新のリストを回付する。[暫定的合意]。
3. このような援助には、要請を受けた締約国の国内法及び慣行により許される場合には、次の措置を促進し、又は直接実施することが含まれる：
- (a) 技術的なアドバイスの提供；
  - (b) この条約の第 42 条及び第 43 条に基づく保存された電子データの保全であって、適当な場合には、要請を行う締約国を支援するため、要請を行う締約国が知っている場合には、サービスプロバイダーの所在地に関する情報を含む；
  - (c) 証拠の収集と法的情報の提供；
  - (d) 容疑者の居場所を特定すること。
  - (e) 緊急事態を回避するための電子データの提供。[暫定的合意]。
4. 締約国の連絡窓口は、他の締約国の連絡窓口と迅速な通信を行う能力を有するものとする。締約国が指定する連絡窓口が、当該締約国の当局又は相互法的援助若しくは犯罪人引渡しに責任を負う当局の一部でない場合には、連絡窓口は、当該当局又はこれらの当局と迅速なベースで調整できることを確保する。[暫定的合意]。
5. 各締約国は、24 時間 365 日のネットワークの軍事作戦を確保するために、訓練を受け、かつ、装備を備えた戦闘員が利用できるようにする。[暫定的合意]。
6. また、締約国は、適用可能な場合には、国内法の範囲内で、迅速な警察間協力及びその他の情報交換協力の方法のための国際刑事警察機構のコンピュータ関連犯罪のための 24/7 ネットワークを含む、既存の公認の窓口ネットワークを使用し、強化することができる。[暫定的合意]。

**第 42 条. 保存された電子データの迅速な保全を目的とする国際協力**

1. 締約国は、この条約の第二十五条に従い、他の締約国に対し、当該他の締約国の領域内にある情報通信テクノロジー・システムにより保存された電子データであって、要求する締約国が検索若しくはこれに類するアクセス、押収若しくはこれに類する確保又は電子データの開示に関する相互法的援助の要請を提出しようとするものについて、当該電子データの迅速な保全を命じ、又はその他の方法により取得することを要請することができる。[暫定的合意]。
2. 要請国は、この条約の第 41 条に規定する年中無休のネットワークを使用して、情報通信テクノロジー・システムにより保存された電子データの所在に関する情報及び適当な場合にはサービスプロバイダーの所在に関する情報を求めることができる。[暫定的合意]。
3. 本条第 1 項に基づき行われる保全の要請には、その旨を明記しなければならない：
- (a) 保全を求める当局；
  - (b) 刑事捜査、起訴または司法手続きの対象となる刑法犯罪と、関連する事実の簡単な概要；
  - (c) 保全されるべき電子データと、その犯罪との関係；

(d) 保存されている電子データの保管者、または情報通信テクノロジー・システムの場所を特定する利用可能な情報；

(e) 保存の必要性

(f) 要請国は、検索若しくはこれに類するアクセス、押収若しくはこれに類する確保又は保存された電子データの開示について相互法的支援の要請を提出する意向であること；

(g) 必要に応じて、保全要請の秘密を守り、ユーザーに通知しない必要性がある。

[暫定的合意]

4. 他の締約国から要請を受けたときは、要請を受けた締約国は、その国内法に従って、指定された電子データを迅速に保全するためのすべての適当な措置をとる。要請に応ずる目的のため、双罰性は、そのような保全を提供するための要件としては要求されない。[暫定的合意]。

5. 検索若しくはこれに類似するアクセス、押収若しくはこれに類似する確保又は保存された電子データの開示における相互法的援助の要請に応ずるための条件として双罰性を要求する締約国は、この条約に従って定められた犯罪以外の犯罪に関し、開示の時に双罰性の条件が満たされないと信じるに足りる権利がある場合には、この条に基づく保全の要請を拒否する権利を留保することができる。[暫定的合意]。

6. さらに、保全請求は、この条約第 40 条第 21 項 (b) 及び (c) 並びに第 22 項に掲げる事由に基づいてのみ拒絶することができる。

7. 要求された締約国が、保全が将来におけるデータの利用可能性を確保しないと考える場合、又は要求された締約国の調査の秘密性を脅かし、若しくはその他の不利益を及ぼすと考える場合には、速やかにその旨を要求された締約国に通知するものとし、同締約国は、その後、それでもなお要求を実行すべきかどうかを決定する。[暫定的合意]。

8. この条第 1 項に従って行われた要請に応じて行われる保全は、要請締約国がデータの検索若しくはこれに類するアクセス、押収若しくはこれに類する確保又は開示に関する要請を提出することができるようにするため、60 日を下らない期間とする。この要請を受領した後、このデータは、その要請についての決定があるまで引き続き保全されるものとする。[暫定的合意]。

9. 本条第八項の保全期間が満了する前に、請求国は、保全期間の延長を請求することができる。[暫定的合意]。]

#### 第 43 条. 保全されたトラフィックデータの迅速な開示を目的とした国際協力

1. この条約の第 42 条に従って行われる特定の通信に関するトラフィックデータの保全の要請の実施の過程において、要請を受けた締約国が、他の締約国のサービスプロバイダーが当該通信の送信に関与していたことを発見した場合には、要請を受けた締約国は、当該サービスプロバイダー及び当該通信が送信された経路を特定するのに十分な量のトラフィックデータを要請を受けた締約国に速やかに開示する。[暫定的合意]。

2. この条約第 1 条に基づくトラフィックデータの開示は、この条約第 40 条第 21 項 (b) 及び (c) 並びに第 22 項に含まれる根拠に基づいてのみ拒否することができる。

第 44 条. 保存された電子データへのアクセス  
における相互法的援助  
[暫定的合意]

1. 締約国は、他の締約国に対し、要求された締約国の領域内にある情報通信テクノロジー・システムにより保全されている電子データ（この条約の第 42 条に従って保存されている電子データを含む）を搜索し、又は同様にアクセスし、押収し、又は同様に確保し、及び開示することを要求することができる。
2. 要請を受けた締約国は、この条約の第 35 条にいう関連する国際文書及び法律の申立書を通じて、並びにこの章の他の関連する規定に従って、要請に応ずる。
3. 要請は、以下の場合、迅速に対応されるものとする：
  - (a) このデータが紛失や改ざんに対して特に脆弱であると信じるに足る根拠がある。
  - (b) 本条第 2 項で言及される文書および法律は、その他の方法で迅速な協力を規定している。

第 45 条. トラフィックデータのリアルタイム収集  
における相互法的援助  
[暫定的合意]

1. 締約国は、情報通信テクノロジー・システムを用いて送信される自国の領域内の特定の通信に関連するトラフィック・データをリアルタイムで収集することについて、相互に法的援助を提供するよう努めるものとする。本条第二項の規定に従うことを条件として、このような援助は、国内法に定める条件及び手続による。
2. 各締約国は、少なくとも、国内の類似の事案においてトラフィックデータのリアルタイム収集が可能であろう刑法犯罪に関しては、このような援助を提供するよう努めるものとする。
3. 本条第 1 項に従って行われる要請には、その旨を明記しなければならない：
  - (a) 要求する当局は名前；
  - (b) 主な事実の概要と、要請が関係する捜査、起訴または司法手続きの性質；
  - (c) トラフィックデータの収集が要件となる電子データと、その犯罪との関係；
  - (d) データの所有者またはユーザー、あるいは情報通信テクノロジー・システムの場所を特定する利用可能なデータ；
  - (e) トラフィックデータを収集する必要性を正当化する；
  - (f) トラフィックデータを収集する期間と、それに対応する期間の正当性。

第 46 条. コンテンツデータの傍受における相互  
法的援助  
[暫定的合意]

締約国は、自らに適用可能な条約又は自国の国内法の下で許される限度において、情報通信テクノロジー・システムにより送信された特定通信の内容データをリアルタイムで収集し又は記録することについて、相互に法的援助を提供するよう努める。

第 47 条. 法執行協力  
[暫定的合意]

1. 締約国は、この条約に従って定めるものとする犯罪と闘うための法執行の実効性を高めるため、それぞれの国内法制度及び管理制度に合致するように、相互に緊密に協力するものとする。締約国は、特に、効果的な措置をとる：

(a) この条約に従って成立した犯罪のすべての側面に関する情報の確実かつ迅速な交換を容易にするため、関係締約国が適当と認める場合には、他の犯罪活動との関連も含め、国際刑事警察機構を含む既存の経路を考慮に入れつつ、自国の権限のある当局、機関及びサービス間の連絡の経路を強化し、また、必要な場合には、これを確立すること；

(b) この条約に従って成立した犯罪に関する照会を行うにつき、他の締約国と協力すること；

(i) そのような犯罪への関与が疑われる人物の身元、居場所、活動、またはその他の関係者の居場所；

(ii) 犯罪収益、またはそのような犯罪の実行に由来する財産の移動；

(iii) そのような犯罪の実行に使用され、または使用することを意図した財産、設備、その他の道具の移動；

(c) 必要に応じて、分析または調査目的に必要な項目またはデータを提供すること；

(d) 適当な場合には、他の締約国と、偽の身分証明書、偽造、変造又は虚偽の文書その他の活動を隠蔽する手段の使用並びにサイバー犯罪の戦術、技術及び手続を含むこの条約に従って定められた犯罪を犯すために使用される特定の手段及び方法に関する情報を交換すること；

(e) 関係締約国間の二国間協定又は取決めに従い、連絡官を置くことを含め、関係締約国の権限ある当局、機関及びサービス間の効果的な調整を促進し、並びに職員その他の専門家の交換を促進すること；

(f) この条約に従って定められた犯罪の早期発見を目的として、適宜、情報を交換し、管理者その他の措置を調整すること。

2. この条約を実施することを目的として、締約国は、自国の法執行機関の間の直接の協力に関する二国間又は多国間の協定又は取決めに締結すること及びそのような協定又は取決めに既に存在する場合には、それらを改正することを検討するものとする。関係締約国間にそのような協定又は取極がない場合には、締約国は、この条約を、この条約に従って定める犯罪に関する相互の法執行協力の基礎とすることができる。締約国は、適当な場合にはいつでも、自国の法執行機関相互間の協力を強化するため、国際機関又は地域機関を含む協定又は取極を十分に使用する。

第 48 条. 共同調査  
[暫定的合意]

締約国は、この条約に従って定める犯罪であって、一又は二以上の国において犯罪捜査、訴追又は司法手続の対象となるものに関し、関係当局は、共同捜査機関を設置することができる二国間又は多国間の協定又は取極の締結を検討するものとする。このような協定又は取極がない場合には、共同捜査は、その都度合意により行うことができる。国家

関係締約国は、当該調査が行われる領域の締約国の主権が完全に尊重されることを確保するものとする。

**第 49 条 財産没収における国際協力による財産回収の仕組み没収  
における国際協力による財産回復のメカニズム  
〔暫定的合意〕**

1. 各締約国は、この条約に従って定めるものの犯罪の実行を通じて取得された財産又は犯罪の実行に関与した財産に関してこの条約第 50 条に基づく相互の法的援助を提供するため、自国の国内法に従って、次のことを行う：

(a) 自国の権限のある当局は、他の締約国の裁判所が発した没収命令を有効にするために必要な措置をとる；

(b) 当該当局は、管轄権を有する場合、マネーロンダリングの犯罪または管轄権の範囲内にあるその他の犯罪の裁決により、または国内法で認められたその他の手続きにより、当該外国に由来する財産の没収を命じることができるよう、必要な措置を講じる。

(c) 犯罪者が死亡、逃亡、不在などの理由で訴追されない場合、またはその他の適切な場合に、有罪判決を受けずにそのような財産の没収を可能にするために必要な措置を講じることを検討する。

2. 各締約国は、この条約第 50 条第 2 項の規定による要請に基づき相互法律援助を提供するため、国内法に従って、次のことを行うものとする：

(a) 要請を受けた締約国が、そのような措置をとる十分な根拠があり、かつ、その財産が本条第 1 項(a)の目的のために最終的に没収命令の対象となると信じるに足りる合理的な根拠を提供する要請を受けた締約国の裁判所又は権限のある当局により発せられた凍結命令又は差押命令により、当局は、財産を凍結し、又は差し押さえることができるようにするために必要な措置をとる；

(b) 要請を受けた締約国が、そのような措置をとる十分な根拠があり、かつ、その財産が本条第 1 項 (a) の目的のために最終的に没収命令の対象となると信じるに足りる合理的な根拠を提供する要請があった場合には、当局は、その財産を凍結し又は差し押さえることができるようにするために必要な措置をとる。

(c) そのような財産の取得に関連した外国人逮捕や刑事告発に基づくものなど、没収のための財産の保全を所轄当局に許可するための追加措置をとることを検討する。

**第 50 条 (没収のための国際協力没収を目的とする国際協力  
〔暫定的合意〕**

1. この条約に従って定める犯罪について管轄権を有する他の締約国から、自国の領域内にあるこの条約第 31 条第 1 項にいう犯罪収益、財産、設備その他の手段の没収の請求を受けた締約国は、自国の国内法制度の範囲内で可能な限り、これを行う：

(a) 没収命令を得る目的で、当該請求を当該当局に提出し、当該命令が許可された場合、当該命令を実行する。

(b) 要請された締約国の領域内にある犯罪収益、財産、設備その他の手段に関係する限りにおいて、この条約第 31 条第 1 項に従って要請された締約国の領域内の裁判所が発した没収命令を、要請された範囲内において効力を生ずるようにするため、当該締約国の権限のある当局に提出する。

2. この条約に従って定める犯罪について管轄権を有する他の締約国による要請に従い、要請を受けた締約国は、要請を受けた締約国又はこの条第1項に基づく要請に従って要請を受けた締約国により命じられる最終的な没収を目的として、この条約第31条第1項にいう犯罪収益、財産、設備その他の手段を特定し、追跡し、並びに凍結し、又は押収するための措置をとる。
3. この条約第40条の規定は、この条文に準用する。この条約第40条第15項に定める情報に加え、この条に従って行われる要請には、次の事項を含まなければならない：
- (a) 本条第1項(a)に係る請求の場合には、没収される財産の説明（可能な限り、財産の所在及び関連する場合には、財産の推定価額を含む）；
- (b) 本条第1項(b)に係る請求の場合には、請求の根拠となる請求国締約国が発した没収命令の法的に許容される写し、事実の陳述書及び命令の執行が要求される範囲に関する情報、善意の第三者に十分な通知を行い、かつ、適正な手続を確保するために請求国締約国がとった措置を特定する陳述書並びに没収命令が確定した旨の陳述書；
- (c) 本条第2項に係る要請の場合には、要請する締約国が依拠する事実の陳述書及び要請する措置の説明並びに入手可能な場合には、要請の根拠となる命令の法的に認められる写し。
4. 本条第1項及び第2項に規定する決定又は措置は、要請を受けた締約国が、その国内法及び手続規則の規定又は要請を受けた締約国との関係において自国が拘束される二国間若しくは多国間の条約、協定若しくは取決めに従い、かつ、その規定に従って行うものとする。
5. 各締約国は、国際連合事務総長に対し、この条の効力を生ずる自国の法令の写し及びその後の当該法令の変更又はその説明を提出するものとする。
6. 締約国が、本条第1項及び第2項にいう措置の実施を関連する条約の存在を条件とすることを選択する場合には、当該締約国は、この条約を必要かつ十分な条約上の基礎とみなす。
7. 本条に基づく協力は、要請を受けた締約国が十分かつ適時に証拠を受け取らない場合、又は財産が極小価値である場合にも、拒否され、又は仮保全措置が解除されることがある。
8. この条に従ってとられた仮保全措置を解除する前に、要請を受けた締約国は、可能な限り、当該措置の継続を支持する理由を提示する機会を与える。
9. 本条の規定は、善意の第三者の権利を害するものとして解釈されてはならない。
10. 締約国は、この条に従って行われる国際協力の効果を高めるため、二国間又は多国間の条約、協定又は取極の締結を検討するものとする。

第51条. 特別協力  
[暫定的合意]

各締約国は、自国の国内法を害することなく、自国の犯罪捜査を前進させることを可能にする措置をとるよう努めるものとする、

この条約に基づき設立された刑法犯罪の収益に関する情報を、事前の要請なく、他の締約国に開示することが、当該情報の開示を受ける締約国が犯罪捜査、訴追若しくは司法手続を開始し、若しくは実施することを支援するおそれがあると認める場合又はこの条約第 50 条に基づく当該締約国による要請につながるおそれがあると認める場合である。

**第 52 条 没収された犯罪収益または財産の返還  
および処分  
[暫定的合意]**

1. この条約の第 31 条又は第 50 条に従って締約国が没収した犯罪収益又は財産は、当該締約国がその国内法及び管理手続に従って処分する。
2. 締約国は、この条約の第 50 条に従って他の締約国から行われた要請に対処する場合には、国内法によって許される限度において、かつ、要請があった場合には、犯罪の被害者に補償を与え、又は犯罪収益若しくは財産をその従前の正当な所有者に返還することができるように、没収された犯罪収益又は財産を要請を受けた締約国に返還することを優先的に考慮する。
3. この条約の第三十一条及び第五十条に従って他の締約国から行われた要請に基づいて行動する場合には、締約国は、被害者の補償について十分な考慮を払った後、次の事項に関する協定又は取極の締結について特別な考慮を払うことができる：
  - (a) 当該犯罪収益若しくは財産の価値又は当該犯罪収益若しくは財産の売却により得られた資金若しくはその一部を、この条約の第 56 条第 2 項 (c) に従って指定された口座及びサイバー犯罪との闘いを専門とする政府間機関に拠出すること；
  - (b) 自国の国内法又は管理者手続に従い、犯罪収益若しくは財産又は犯罪収益若しくは財産の売却から生じた資金を、他の締約国と、定期的に又はその都度、共有する。
4. 適当な場合には、締約国が別段の決定をしない限り、請求された締約国は、本条に基づき没収された財産の返還又は処分に至る調査、訴追又は司法手続において生じた合理的な費用を控除することができる。

## 第六章 予防措置

### 第 53 条 ( 予防措置 予防措置 )

1. 各締約国は、自国の法制度の基本原則に従い、適切な立法、管理その他の措置を通じて、サイバー犯罪の既存又は将来の機会を減少させるための効果的かつ協調的なポリシー及びベスト・プラクティスを策定し、実施し又は維持するよう努めるものとする。[暫定的合意]。
2. 各締約国は、この条約に従って定める犯罪の予防に関連する局面において、非政府組織、市民社会組織、学術機関及び民間団体のような公的部門以外の関連する個人及び団体並びに一般市民の積極的な参加を促進するため、その手段の範囲内で、かつ、国内法の基本原則に従って、適当な措置をとるものとする。[暫定的合意]。

3. 予防措置には、以下のようなものがある：

(a) この条約に従って定められた犯罪の防止及び取り締まりの関連する側面に対処することを目的として、法執行機関又は検察官と、非政府組織、市民社会組織、学術機関及び民間団体等の公的部門以外の関連する個人及び団体との間の協力を強化すること。

(b) この条約に従って確立された犯罪がもたらす脅威の存在、原因及び重大性に関する公衆の認識を、広報活動、公衆教育、メディア及び情報リテラシー・プログラム並びにそのような犯罪の防止及び対処への公衆の参加を促進するカリキュラムを通じて促進すること。

(c) この条約に従って確立された刑法犯罪に対する国家予防戦略の一環として、刑事司法実務者の訓練及び専門知識の開発を含む、国内刑事司法制度の能力を高めるための構築及び努力を行うこと。【暫定的合意】

(d) サービスプロバイダーに対し、国内事情に照らして実行可能な場合、また国内法で認められている範囲で、サービスプロバイダーの製品、サービス、カスタマーのセキュリティを強化するための効果的な措置をとるよう奨励する；

(e) 締約国の領域内に所在するサービスプロバイダーの製品、サービス及びカスタマーのセキュリティを強化し、向上させることのみを目的とし、かつ、国内法で規定された条件に従い、許可された範囲内において、セキュリティリサーチャーの合法的な活動が貢献することを認める。

(f) サイバー犯罪に関与するリスクのある人々が犯罪者になることを阻止し、合法的な方法で彼らのスキルを向上させるために、プログラムや活動を開発、促進、促進する；[暫定的合意]。

(g) この条約に従って成立した犯罪により有罪判決を受けた者の社会復帰を促進するよう努めること。

(h) 国内法に従い、情報通信テクノロジー・システムを使用して発生するジェンダーに基づく暴力を防止・根絶するための戦略・ポリシーを策定するとともに、予防措置を策定する際に、脆弱な状況にある人の特別な状況やニーズを考慮すること；

(i) オンラインにおける子どもの性的虐待や子どもの性的搾取に関する教育や訓練を通じて、また、その防止を目的とした国内法の枠組みの改正や国際協力の強化を通じて、また、子どもの性的虐待や子どもの性的搾取に関する物質の迅速な除去を確保するための努力を通じて、子どもの安全を守るための具体的かつ個別の努力を行うこと。

(j) 意思決定プロセスの透明性を高め、意思決定プロセスへの市民の貢献を促進し、市民が情報に適切にアクセスできるようにする。

(k) サイバー犯罪に関する公的情報を求め、受け取り、伝える自由を尊重し、促進し、保護する。

(l) この条約に従って設立された犯罪の被害者のための支援プログラムを開発し、又は強化すること。

(m) この条約に従って定められた犯罪に関連する犯罪収益及び財産の移転を防止し、及び探知すること。[暫定的合意]。

4. 各締約国は、サイバー犯罪の防止及び対策に責任を負う関係主管庁又は当局は、この条約に従って定めるものとされる刑法犯罪とみなされる可能性のある事件の匿名を含む報道のために、適切な場合には、周知され、かつ、公衆がアクセスできることを確保するための適切な措置をとるものとする。[暫定的合意]。
5. 締約国は、この条約に従って定めるものがもたらす脅威の変化に直面して、隙間及び脆弱性を特定し、かつ、その妥当性を確保することを目的として、既存の国内の関連する法的枠組み及び管理慣行を定期的に評価するよう努めるものとする。[暫定的合意]。
6. 締約国は、この条にいう措置を促進し、及び発展させるために、相互に、並びに関連する国際機関及び地域機関と協力することができる。これには、サイバー犯罪の防止を目的とする国際プロジェクトに参加することを含む。[暫定的合意]。
7. 各締約国は、国際連合事務総長に対し、サイバー犯罪を防止するための具体的な措置の策定及び実施について他の締約国を援助し得る当局の名前及び住所を通報する。[暫定的合意]。]

## 第七章 技術支援と情報交換

### 第 54 条 . 技術支援および能力開発

1. 締約国は、その能力に応じて、この条約が適用される犯罪の予防、探知、捜査及び訴追を容易にすることを目的として、開発途上締約国の利益及びニーズを特に考慮し、相互に合意された条件による訓練その他の形態の援助、関連する経験及び専門的知識の相互交換並びにテクノロジーの移転を含む最も広範な技術的援助及び能力構築の措置を相互に与えることを考慮する。
2. 締約国は、必要な限度において、この条約が適用される犯罪の予防、探知、捜査及び訴追に責任を負う自国の職員のための特定の訓練プログラムを開始し、開発し、実施し又は改善するものとする。[暫定的合意]。
3. 本条第 1 項および第 2 項にいう活動は、国内法で認められている限りにおいて、以下の事項を取り扱うことができる：[暫定的合意]。
  - (a) この条約が対象とする犯罪の予防、探知、捜査及び訴追に使用する方法及び技術 [ 暫定的合意 ]。
  - (b) サイバー犯罪を防止・撲滅するための戦略的なポリシーや法律の策定・計画における能力を構築する。
  - (c) 私たちは、証拠の収集、保全、共有、特に電子形式での証拠保全の能力を構築する。
  - (d) 近代的な法執行設備とその使用、[[暫定的合意]]。
  - (e) この条約の要件に合致する相互法的支援の要請およびその他の協力手段、特に電子形式による証拠の収集、保全および共有のための準備に関する管轄当局の訓練、【暫定的合意】。
  - (f) この条約が適用される犯罪の実行から生じた収益、財産、設備その他の手段及びその移転、隠匿に使用する方法の移動の防止、探知及び監視

またはそのような収益、財産、設備またはその他の道具を偽装すること、[[暫定的合意]]。

(g) この条約の対象となる犯罪の収益の押収、没収及び返還を容易にするための適切かつ効率的な法的及び管理的機構並びに方法 [暫定的合意]。

(h) 司法当局に協力する被害者や証人の保護に使用する方法、【暫定的合意】。

(i) 関連する実体法、手続法、法執行機関の捜査権限、国内外の規則、言語に関する研修を行う。[暫定的合意]。

4. 締約国は、国内法に従い、この条約の効果的な実施を強化するため、他の締約国並びに関連する国際機関及び地域機関、非政府組織、市民社会組織、学術機関及び民間団体の専門知識を活用し、かつ、これらと緊密に協力するよう努めるものとする。[暫定的合意]。

5. 締約国は、本条第3項にいう分野における専門知識を共有することを目的とする研究及び訓練プログラムを計画し、及び実施することについて相互に援助するものとし、また、そのために、適当な場合には、地域的及び国際的な大会及びセミナーを使用して、協力を促進し、かつ、相互に懸念する問題についての議論を喚起するものとする。[暫定的合意]。

6. 締約国は、要請があれば、所管当局はもとより、関連する非政府組織、市民社会団体、学術機関及び民間団体の参加を得て、サイバー犯罪を防止し、及びこれと闘うための戦略及び行動計画を策定することを目的として、それぞれの地域において行われるこの条約の対象となる犯罪の種類、原因及び影響に関する評価、研究及び調査を行うことについて、相互に援助することを考慮する。

7. 締約国は、時宜にかなった犯罪人引渡し及び相互法的援助を容易にする訓練及び技術援助を促進するものとする。このような訓練及び技術的援助には、言語訓練、相互法的援助要請の起草及び処理に関する援助並びに関連する責任を負う中央当局又は機関の職員間の出向及び交流を含むことができる。[暫定的合意]。

8. 締約国は、必要な限度において、国際機関及び地域機関並びに関連する二国間及び多国間の協定又は取極の枠組みにおける技術援助及び能力構築の効果を最大化するための努力を強化するものとする。[暫定的合意]。

9. 締約国は、技術援助プログラム及び能力構築プロジェクトを通じ、この条約を実施する途上国の努力に財政的に貢献することを目的とする自発的なメカニズムを定めることを検討するものとする。[暫定的合意]。

10. 各締約国は、国際連合薬物犯罪事務所を通じて、技術援助及び能力構築を通じてこの条約の実施を目的とするプログラム及びプロジェクトを育成する目的で、国際連合薬物犯罪事務所に自発的に拠出するよう努めるものとする。[暫定的合意]。

#### 第55条. 情報交換 [暫定的合意]

1. 各締約国は、適切な場合には、非政府組織、市民社会組織、学術機関及び民間団体を含む関係する専門家と協議して、この条約が適用される犯罪に関する自国領域における傾向並びに当該犯罪が行われる状況を分析することを検討する。

2. 締約国は、統計、分析の専門知識及び情報を開発し、相互に及び国際機関並びに地域機関を通じて共有することを検討するものとする。

可能な限り、サイバー犯罪の防止と撲滅のための共通の定義、基準、方法論、およびベストプラクティスを開発することを目的として、サイバー犯罪に関する情報を提供する。

3. 各締約国は、この条約が適用される犯罪を防止し、及びこれと闘うためのポリシー及び実際の措置を監視し、並びにそれらの有効性及び効率性の評価を行うことを検討する。

4. 締約国は、サイバー犯罪および電子形式による証拠の収集に関連する法律、ポリシーおよびテクノロジーの発展に関する情報を交換することを検討するものとする。

第 56 条. 経済開発および技術援助を通じた条約の  
実施【暫定的合意】

1. 締約国は、この条約が対象とする犯罪が社会一般、特に持続可能な開発に及ぼす悪影響を考慮し、国際協力を通じて、可能な限り、この条約の最適な実施に資する措置を行うものとする。

2. 締約国は、国際機関や地域機関だけでなく、可能な限り、互いに協調して具体的な努力を行うことが強く奨励される：

(a) この条約が対象とする犯罪を防止し、及びこれと闘う能力を強化することを目的として、他の締約国、特に発展途上国との様々なレベルでの協力を強化すること；

(b) 他の締約国、特に開発途上国がこの条約の対象となる犯罪を効果的に防止し、及びこれと闘う努力を支援し、並びにこれらの国がこの条約を実施するのを支援するため、財政的及び物質的援助を強化すること；

(c) この条約の実施に関する他の締約国、特に開発途上国の必要を満たすことを支援するため、他の締約国、特に開発途上国に技術援助を提供すること。このため、締約国は、国際連合の資金メカニズムにおいてその目的のために特に指定された口座に対し、適切かつ定期的な自発的拠出を行うよう努めるものとする；

(d) 適切な場合には、非政府組織、市民社会組織、学術機関及び民間部門並びに金融機関が、特に、この条約の目的の達成を支援するため、開発途上国に対し、より多くの訓練プログラム及び近代的な設備を提供することにより、この条に従うことを含め、締約国の努力に貢献することを奨励する；

(e) 透明性を向上させ、努力の重複を避け、学んだ教訓を最大限に活用することを目的として、実施された活動に関するベストプラクティスや情報を交換する。

3. 締約国は、また、協力及び技術援助を促進し、並びに開発途上国の特別な問題及びニーズを含む相互の懸念の問題に関する議論を刺激するために、会議及びセミナーを含む既存の小地域、地域及び国際的なプログラムを使用することを検討するものとする。

4. 締約国は、可能な限り、この条約が対象とする犯罪の隠れ家を根絶し、サイバー犯罪との闘いを強化するために締約国間で共通の最低基準を定めることを目的として、基準、技能、能力、専門知識及び技術的能力の調和を支援するために資源及び努力が分配され、かつ、向けられることを確保する。

5. 可能な限り、本条に基づき行われる措置は、既存の対外援助コミットメントまたは二国間、地域間もしくは国際レベルでの他の資金協力取り決めを損なうものであってはならない。

6. 締約国は、この条約が定める国際協力の手段が効果的であり、かつ、この条約が対象とする犯罪の予防、探知、捜査及び訴追のために必要な財政上の取決めを考慮して、物的及び後方支援に関する二国間、地域間又は多国間の協定又は取決めを締結することができる。

## 第八章 実施のメカニズム

### 条約第 57 条 条約締約国大会

1. この条約に定める目的を達成するために締約国の能力を向上させ、及び締約国間の協力を改善し、並びにこの条約の実施を促進し、及び審査するために、この条約の締約国会議をここに設置する。[暫定的合意]。

2. 国際連合事務総長は、この条約の発効後一年以内に締約国会議を招集する。その後、締約国会議の定期会合は、締約国会議を採択する手続規則に従って開催するものとする。[暫定的合意]。

3. 締約国大会は、手続規則及びオブザーバーの入場及び参加に関する規則並びにこれらの活動の実施に伴う費用の支払いに関する規則を含む本条に定める活動を管理する規則を採択するものとする。このような規則および関連する活動は、有効性、参加性、透明性、効率性および国の所有権などの原則を考慮するものとする。

4. 締約国会議は、その定例会議を定めるにあたり、本条第 3 項で特定された原則に合致するように、他の関連する国際機関及び地域機関並びに補助条約機関を含む類似の事項に関する機構の会議の日時及び場所を考慮するものとする。

5. 締約国大会は、本条第 1 項に定める目的を達成するための活動、手続及び作業方法について合意する：

(a) この条約の効果的な使用及び実施を促進し、また、この条約に基づき締約国が実施する活動（自発的な拠出金の動員を奨励することを含む）；

(b) 締約国並びに関連する国際機関及び地域機関並びに非政府組織、市民社会組織、学術機関及び民間団体の間において、国内法に従って、この条約に従って設定される犯罪並びに電子的形式による証拠の収集に関連する法律、政策及びテクノロジーの発展並びにサイバー犯罪のパターン及び傾向並びに当該犯罪を防止し及びこれと闘うための成功事例に関する情報の交換を促進すること；

(c) 関連する国際機関や地域機関、非政府組織、市民社会組織、学術機関、民間団体と協力する；

(d) 私たちは、他の国際機関や地域機関が作成した関連情報を適切に使用する。

不必要な作業の重複を避けるため、この条約に従って制定された犯罪を取り締まる；

(e) 締約国によるこの条約の実施を定期的に審査する；

(f) この条約とその実施を改善するための勧告を行うとともに、条約の補足や改正の可能性を検討する；

(g) この条約の第 61 条および第 62 条に基づき、この条約の補足議定書を作成し、採択すること；

(h) この条約の実施に関する締約国の技術支援及び能力構築の要件に留意し、この点で必要と考えられる行動を勧告する。

[暫定的合意]

6. 各締約国は、締約国会議が要求する場合には、この条約を実施するための立法上、管理上及びその他の措置並びにその計画、計画及び実施に関する情報を締約国会議に提供する。大会は、とりわけ、締約国ならびに権限のある国際機関および地域機関から受け取る情報を含め、情報を受け取り、これに基づき行動するための最も効果的な方法を検討するものとする。また、大会が決定する手続に従って正式に認定された、関連する非政府組織、市民社会組織、学術機関および民間団体の代表から受け取った情報も考慮することができる。

7. 本条第 5 項の目的のため、締約国大会は、必要と認める審査・メカニズムを設置し、及び運営することができる。

8. 本条第五項から第七項に従い、締約国大会は、必要と認める場合には、この条約の効果的な実施を援助するための適当な機構又は補助機関を定めるものとする。[暫定的合意]。

#### 第 58 条. 事務局

[暫定的合意]

1. 国際連合事務総長は、この条約の締約国大会に必要な事務局サービスを提供する。

2. 事務局は以下を行うものとする：

(a) 締約国会議がこの条約に定める活動を実施することを支援し、この条約に関連する締約国会議の会期のために必要な手配を行い、必要なサービスを提供する；

(b) 要請があれば、この条約で想定されているとおり、締約国が締約国大会に情報を提供するのを支援する。

(c) 関連する国際機関および地域機関の事務局との必要な調整を確保する。

## 第九章 最終規定

### 第 59 条. 条約の実施 [暫定的合意]

1. 各締約国は、この条約に基づく義務の実施を確保するため、国内法の基本原則に従い、立法措置及び管理措置を含む必要な措置をとるものとする。
2. 各締約国は、この条約に従って定める犯罪を予防し、及びこれと闘うために、この条約に定めるものより厳格な又は厳しい措置を採択することができる。

### 第 60 条. 条約の効果

1. 二以上の締約国が、この条約において取り扱われる事項に関する協定若しくは条約を既に締結し、又はその他の方法により当該事項に関する関係を定めている場合、若しくは将来そうすることとなる場合には、これらの締約国も、当該協定若しくは条約を適用し、又は当該関係をこれに従って規制する権利を有する。
2. この条約のいかなる規定も、国際法に基づく締約国の他の権利、制限、義務及び責任に影響を及ぼすものではない。[暫定的合意]。

### 第 61 条. 議定書との関係 [暫定的合意]

1. この条約は、1 つ以上のプロトコルによって補足されることがある。
2. 議定書の締約国になるためには、国または地域経済統合機関もこの条約の締約国でなければならない。
3. この条約の締約国は、議定書の規定に従って議定書の締約国とならない限り、議定書に拘束されない。
4. この条約のいかなる議定書も、その議定書の目的を考慮して、この条約とともに解釈されるものとする。

### 第 62 条. 補足プロトコルを採択するために

1. いかなる補足議定書も、締約国会議を採択するために検討される前に、少なくとも 60 の締約国を必要とする。大会は、補足議定書についてコンセンサスを得るためにあらゆる努力を払うものとする。コンセンサスのためのすべての努力が尽くされ、かつ、合意に達しなかった場合には、補足議定書は、最後の手段として、その採択のために、大会に出席し、かつ、投票する締約国の少なくとも 3 分の 2 の多数決を必要とするものとする。
2. 地域経済統合団体は、その権限内の事項については、この条約の締約国である加盟国の数に等しい数の票をもって、この条の規定による投票権を行使する。この人権団体は、その加盟国が議決権を行使する場合には、その議決権を行使してはならず、その逆の場合には、その議決権を行使してはならない。

### 第 63 条. 紛争の解決 [暫定的合意]

1. 締約国は、この条約の解釈又は申立書に関する紛争を、交渉その他の自ら選択する平和的手段によって解決するよう努める。
2. この条約の解釈又は申立書に関する二以上の締約国の間の紛争で、適当な期間内に交渉その他の平和的手段により解決することができないものは、その一の締約国の要請により、その紛争を解決するものとする。

を仲裁に付託する。仲裁の要請の日から6箇月後に、これらの締約国が仲裁の組織について合意することができない場合には、これらの締約国のいずれか1国は、国際司法裁判所規程に従った要請により、その紛争を国際司法裁判所に付託することができる。

3. 各締約国は、この条約への署名、批准、受諾若しくは承認又は加入の際に、この条第二項の拘束を受けない旨を宣言することができる。他の締約国は、このような留保をした締約国については、この条の第二項に拘束されない。
4. 本条第3項に従って留保をした締約国は、国際連合事務総長に通告することにより、いつでもその留保を撤回することができる。

**第64条.署名、批准、受諾、承認、加盟**  
[暫定的合意]

1. この条約は、2026年12月31日まで、ニューヨークの国際連合本部において、すべての国が署名できるものとする。
2. この条約は、地域経済統合機関も署名することができるものとする。ただし、当該機関の少なくとも一の加盟国が本条第一項に従ってこの条約に署名していることを条件とする。
3. この条約は、批准、受諾又は承認の対象となる。批准書、受諾書又は承認書は、国際連合事務総長に寄託する。地域経済統合機関は、その加盟国の少なくとも一つが同様に批准、受諾又は承認をした場合には、その批准書、受諾書又は承認書を寄託することができる。批准書、受諾書又は承認書において、当該機関は、この条約が適用される事項に関してその権限の範囲を宣言しなければならない。当該機関は、また、その権限の範囲に関連する変更がある場合には、その旨を寄託国に通報しなければならない。
4. この条約は、いずれの国又は少なくとも一の加盟国がこの条約の締約国である地域経済統合機関が加入することができる。加盟証書は、国際連合事務総長に寄託する。地域経済統合機関は、加盟の際、この条約が適用される事項に関してその権限の範囲を申告しなければならない。当該機関は、また、その権限の範囲に関連する変更があるときは、その旨を寄託機関に通報しなければならない。

**第65条.発効**

1. この条約は、四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後九十日目に効力を生ずる。この項の規定の適用上、地域経済統合機関が寄託した証書は、その機関の加盟国が寄託した証書にさらに算入しない。
2. この条約は、この条約を批准し、受諾し、承認し又は加入する国又は地域経済統合機関がその措置の第四十番目の文書を寄託した後においては、当該国若しくは機関が当該文書を寄託した日の後三十日目に、又はこの条約がこの条第一項の規定により効力を生ずる日の後いずれか遅い日に、効力を生ずる。

**第66条.改正**

1. 締約国は、この条約の効力発生の日から五年を経過した後、修正案を提案し、国際連合事務総長に送付することができる。国際連合事務総長は、その修正案を、締約国及びこの条約の締約国会議に伝達するものとする。

その目的は、提案を検討し決定することである。大会は、各修正案についてコンセンサスを得るためにあらゆる努力をするものとする。コンセンサスのためのすべての努力が尽くされ、かつ、合意に達しなかった場合には、修正案は、最後の手段として、大会に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数決を採択するために必要とする。

2. 地域経済統合団体は、その権限内の事項については、この条約の締約国である加盟国の数に等しい数の票をもって、この条の規定による投票権を行使する。この人権団体は、その加盟国がその投票権を行使する場合には、その投票権を行使してはならず、その逆の場合には、その投票権を行使してはならない。[暫定的合意]。

3. 本条第1項に従って採択するために採択する改正は、締約国による批准、受諾又は承認の対象となる。[暫定的合意]。]

4. 本条第1項に従って採択する改正は、国際連合事務総長に批准書、受諾書又は承認書を寄託した日から90日後に、締約国について効力を生ずる。[暫定的合意]。

5. 改正が効力を生ずるときは、その改正は、その改正に拘束されることに同意を表明した締約国を拘束する。その他の締約国は、この条約及びその締約国が批准し、受諾し又は承認した従前の改正の規定になお拘束される。[暫定的合意]。

#### 第67条.放棄

[暫定的合意]

1. 締約国は、国際連合事務総長に書面で通告することにより、この条約を否認することができる。この放棄は、事務総長がその通告を受領した日から一年後に効力を生ずる。

2. 地域経済統合機関は、その加盟国のすべてがこの条約を糾弾したときは、この条約の締約国でなくなる。

3. この条第一項の規定によるこの条約の廃棄は、この条約の議定書の廃棄を伴う。

#### 第68条.寄託者および言語

[暫定的合意]

1. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者に指定される。

2. この条約の原本は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の本文が等しく真正であるものとして、国際連合事務総長に寄託する。

以上のことを証するため、下名全権委員は、各自の政府から正式に委任を受け、この条約に署名した。<sup>1</sup>

[暫定的合意]

<sup>1</sup>本条約の第2条、第17条、第23条および第35条に関する解釈注釈が、犯罪目的の情報通信テクノロジーの使用に対抗するための包括的な国際条約を精緻化するためのアドホック委員会によって承認され、2024年7月29日から8月9日までニューヨークで開催された最終会合の再招集に関する報道に添付されたことに留意されたい。